6

道路行政セミナー

2001 June

エッセイ マナーは心と心をつなぐ道	都	倉	良	子	1
特集/ETC運用開始と今後の展開					•
ETCの一般運用開始と今後の展開	道路	局有	料道路	烙課	4
ETCの運用状況と今後の展開		本道 全 彡			8
ETCの一般運用開始について	首都	一 『高速 理 部	道路:	公団	14
ETC車載器と今後の動向	(株)	デン S技	ノソ		19
ETCカードの普及動向	(株)ジ	ェーシ シット	ノービ	一情	24
ETCの普及促進に向けたORSEの活動	財道路 化推過	シス	テム	高度	33
FTCの地下式駐車場への応用について	近畿道路部	地方	整備	月局	40
日本道路公団創立45周年を迎えて	藤	井	治	芳	45
新道路整備五箇年計画の進捗状況と 今後の取り組み方針について	道経	路清	司道 周査	路室	48
道路構造令の一部を改正する政令について	道	路局	路政	文課	57
大深度地下の公共的使用に関する 特別措置法の施行について	都市大深度	・地域 地下利	城整 (1)用企	開局	66
シリーズ「道の駅」				***************************************	
農家の市場「四季菜舘」好評です 道の駅「信州新町」(長野県)	玉	井		1=	72
時・時・時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••			••••	74

特

ETC運用開始と今後の展開

ETCの 用開始と今後の展

道路局有料道路課

はじめに

ともない、有料道路上においても交通渋滞が恒常 在となっています。 経済活動、日常生活においてなくてはならない存 化しているのが実状です。 の有料道路ネットワークが形成されており、 現在、 我が国においては全国で約九、 しかしながら交通量の増加に 五〇〇 社会 km

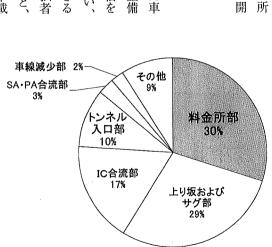
Collection 所渋滞の解消・緩和等の観点から、 部となっています。 プ自動料金支払いシステム を利用して料金の支払いを可能とするノンストッ ては渋滞発生箇所のうち、全体の約三割が料金所 日本道路公団の調査によると、 System:以下「ETC」という。) 国及び道路四公団等は、 (Electronic 高速道路におい 無線通信技術 Toll

0)

三年三月三〇日より千葉地区を中心とする料金所 始しました。 ニター車を対象とした試行運用を実施し、 0 (六三箇所) 研究開発を進め、 で一 般利用者に対するサービスを開 平成 一二年四月 四四 日より 平成一 É

ETCの仕組み

車両情報を格納し路側アンテナと通信を行う車載 システムです。これを利用するには、料金支払者 料金所を停車することなく通過することができる 行うことにより、 された路側アンテナと車載器との間で無線通信を 両が料金所車線にさしかかると、 情報を格納するICカード ETCとは、ETC対応の車載器を搭載した車 自動的に料金の支払いを行 (ETCカード) と、 料金所側に整備



(平成9年 日本道路公団調べ)

図 1 高速道路の渋滞原因

器とが必要です。

となります。 通 とが存在し、また車種区分によっても料金が異な 力 れているうえ、 互に乗り入れが可能なネットワークとして形成さ わされることなくETCを利用できるよう全国共 っているなど、非常に複雑な料金体系となって 有料道路においてETCを利用することが可能 ードと車載器を一つずつ所持していれば、 のシステムを構築しています。 我が国の有料道路は複数の道路事業者により そのため利用者が道路事業者の違い等に煩 料金体系も対距離制と均 従って、 料金制 Ε Τ C

国際標準にもなった日本のETC 他分野でも実用化に向けた ETCのシステムが 0) 有料 D S 相 車載器 路側アンテナ ioカ

図 2 ETCの仕組み

双方向無線通信

ETCカードの申し込み・入手と車載器の購入・取り付けのフロ・

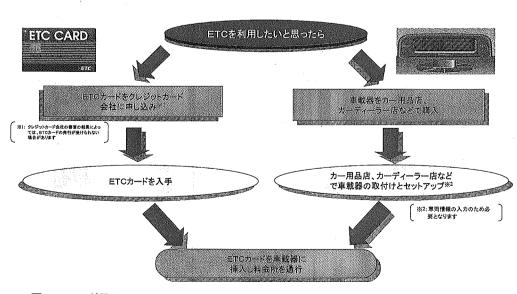


図 3 ETC利用のフロー

務用カード)があり、ETCクレジットカード

は 業

事業者が発行するETCカード

(別納カ

Ì

F,

カード

(ETCクレジット

カード)

٤

有料道路

しているクレジッ

ኑ

カ ド

·会社が発行するETC 道路事業者と契約 ドと車載器の入手が必要となります。

道路利用者がETCを利用するにはETCカ

三 ETCの利用方法

ETCカードは二種類あり、

されています。

道路の料金決済以外でも汎用性を持つことが期待

動きが本格化しており、

R C

(狭域通信)

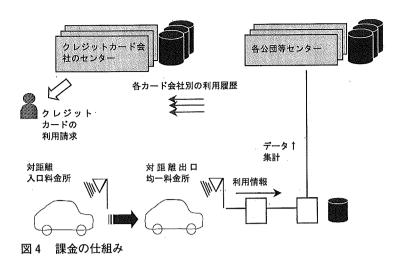
は、

また、

す。 クレジットカード会社に申し込むこととなりま

ETCカードを車載器に挿入することでETCシ 店等の取扱店で購入し、 ステムが利用可能になります。 Ť 車載器については、 (車両情報の登録) カーディーラーやカー用品 車両に取付け、 を行う必要があります。 セットア

通行料金は、 ETCクレジットカードはクレジ



3

環境改善

できます。

加減速による騒音、

排気ガスを軽減することが

料金所を停車することなく通過できるため、

分のETCカードで通行料金の支払いが可能とな はどの車載器でも使用可能なため、 ります。 カーを利用する場合でも車載器がついていれば自 ットカード会社から請求されます。 例えばレンタ ETCカー

四 ETC導入により期待される効果

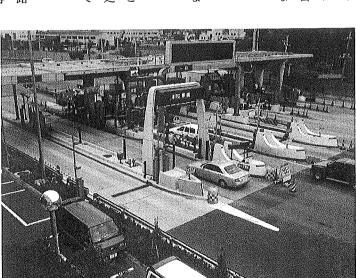
ETCの導入により以下の効果が期待されま

1 す。

す。 が可能となることから、 理能力が現在の二~四倍に向上する見込みで 料金所渋滞の解消・ 料金所を一旦停車することなく通過すること 緩和 車線あたりの交通処

2 事業者の違いなどから料金所において何度も停 車する煩わしさ等から解放されます。 キャッシュレス化等による利便性の向上 ヤッシュレスであることに加え、 有料道路

4 設定が可能となります。 までは実施が難しかった多様な有料道路料金の 多様な有料道路料金の設定が可能 ETCの活用により、 時間帯別料金等、 これ



JH千葉北料金所

五 ETCの整備計画

の路線(横浜横須賀道路、 予定となっています。また、路側アンテナを整備 秋頃を目途に、 阪自動車道等) 今後は、 中央自動車道、 全国約六○○料金所でサービスを開始する 平成一三年の夏頃に三大都市圏 東名・名神高速道路、 についてサービスを開始した後、 山陽自動車道、 東名阪自動車道、 九州自動車道 東北自動車 0) 部

TCに限定した利用を目指すこととしています。 (首都高速道路、阪神高速道路)においては、E までには全国約九〇〇料金所にサービスを拡大す るとともに、概ね五年後を目途に都市高速道路 るとともに、概ね五年後を目途に都市高速道路 るとともに、概ね五年後を目途に都市高速道路

() おわりに

進に向けて取り組んでいくこととしています。 が発生している料金所を中心として、広範囲のが発生している料金所を中心として、広範囲のが発生している料金所を中心として、広範囲のおいては市場創出効果等が期待されるほか、民間においては市場創出効果等が期待されるほか、民間においては市場創出効果等が期待されるほか、民間においては市場創出が異等が期待されるほか、民間においては市場がある。 というでは、大流の対象を十分に発揮するためには、渋滞をに向けて取り組んでいくこととしています。

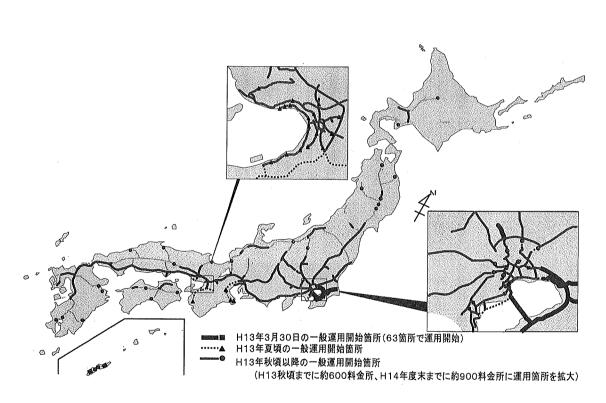


図5 ETCの整備計画

7

特

ETC運用開始と今後の展開

ETCの運用状況と今後の展

日本道路公団保全交通部

はじめに

した。 二年四月二四日から千葉地区等においてモニター ら沖縄地区においてJH関係車両による運用を行 によるETCの試行運用を開始し、六月二八日か 三年三月三〇日から一般の方へのサービスを開始 ては、各種の対策を講じ改善を図っており、その ってきた。試行運用において発生した事象につい 日本道路公団及び首都高速道路公団は、平成 千葉地区及び沖縄地区においては、平成一

TC路側機器の調整・検証を行った上で、夏頃に 神高速道路公団では、その他の地域についてもE 部路線での運用を拡大し、秋頃を目途として、 また、日本道路公団、 首都高速道路公団及び阪

千葉地区における試行運用報告

全国約六〇〇料金所における運用を予定している。

(1)

利用状況

ニターを対象に実施してきた。 三年三月三〇日までの約一年に亘り一般公募のモ 線の四五料金所及び首都高速道路公団の一一料金 管理している東関東自動車道、京葉道路など七路 所において、平成一二年四月二四日から、平成一 千葉地区における試行運用は、日本道路公団が

(2) ぼり、一日当たりのETC利用台数は約六、七〇 ○○台(うちJH約六、○○○台)に達した。 JH千葉地区における主な発生事象

た平成一三年三月末現在で約二八、〇〇〇台にの

車載器取り付け台数は、試行運用期間が終了し

①誤進入(ETC専用運用時に一般車が流入する 事象) の状況

誤進入台数については、案内看板の設置、及

②停止処理(ノンストップでの料金課金を行うこ もあり、混在運用と専用運用とを切換える車線 び広報などの対策を講じ、また、利用者の慣れ とができなかったもの)の状況 約一・五台/一レーン・時間あったものが三月 を含めた全体誤進入台数については、九月末に 末で約○・五台/一レーン・時間に減少した。 ETC車の停止処理の主な原因と対策は次の

とおりである。

利用方法によるもの

でETCレーンを利用したことなどから停止 人口でETCレーン以外から進入し、

2001.6

8

等により対応を図っている。 処理が発生したものであり、 電波反射による通信異常

利用方法のPR

設置位置 本線料金所 料金所手前 1 km、500 m (板サイズ 2700×2700) I C料金所 料金所広場手前及び入口案内標識に併設 (板サイズ 1500×1000 1~3ブース) 4 ブース以上) (板サイズ 1500×1500 設置形式 本線はオーバーヘッド又はオーバーハング ICのランプ部は路側式 固定式(併設する標識と同等の視認性を確保する。) 表示方法 頭上式については遠方照明方式、路側式については超 高輝度反射式(広角プリズム式)を原則とする。

案内看板の設置

「案内看板の例」

運用ケース	表 示 内 容	信号灯
専用運用時	ETC専用	(青点灯)
混在運用時	ETC 一般	(青点灯)
従来運用時	一般	(青点灯)

料金所におけるガントリー部表示

波吸収対策を実施し、 る。

車 両管理ずれ

ゥ

稀 牽引車及び複数の一 (非ETC車)のバック、特殊な構造の車両 誤 に車両のカウントが正常に行われなくなり ってETC専用レーンに進入した一 一輪車の走行状態により、

異常が生じ、

車載器へのデー

タ書き込みが出

波反射により、

路側無線機・

車載器間の通信

面又は車両ルーフと料金所の

屋根との

電

来ない事象が発生した。これについては、

雷

電波環境改善を図って

き込みが出来なくなった事象である。

両管理にずれが生じ、

車載器へのデー

対策としては、

車両検知ソフトの改修に

加

③事故の発生状況

ラームにより係員に通知し、

車両管理が正常

書き込みエラーが発生した場合には、

.稼動するよう対応している。

が発生したが、いずれも軽微な事故であ 試行運用においては、 平均して月数件 1の事故

誤って進入し、 改良や広報を行うことにより対応している。 触したものである。 接触したものや、 バーの開いた状態を確認せず走行したため 特徴としては、一般車がETC専用レーンに バックしたところ後方の車両に 混在レーンで非ETC車が 対策としては、 案内看板

(3)ETGアンケート調査結果

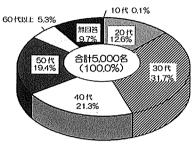
モニター及び東関東道・京葉道路のSA・PAに ンケートを実施した(次ページ以降参照) おいて高速道路を利用されている一 葉地区の試行運用において、 ETCの利便性と使用希望などについ J 般のお客様に が公募した ・
てア

結果を得た。 的に使用したい モニターからは、 及び 般 利用者からも 使用したい (約八一 「便利 (約五三%)」との調 %)」との評価を得 (約八五%)」 便利だと思う 及び **(約** 継

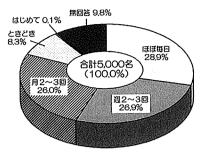
ETCに関するアンケート調査結果

モニターアンケート調査結果(平成12年8月~10月)

○ モニター概要

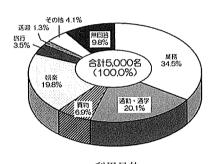


年齢構成

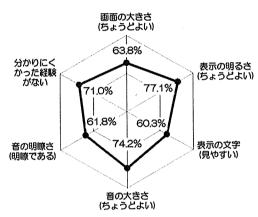


利用頻度

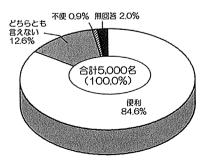
○ 車載器に対する評価



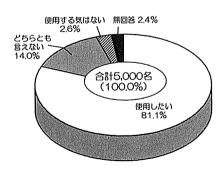
利用目的



○ ETCの利便性と継続使用希望



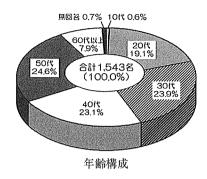
利便性

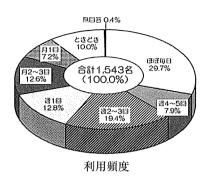


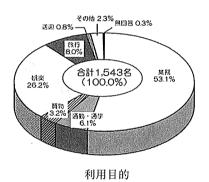
継続使用希望

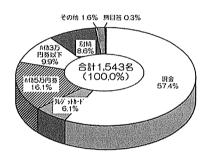
一般利用者アンケート調査結果(平成12年8月)

○ 一般利用者概要



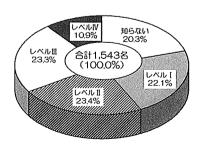






主な支払手段

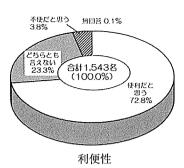
○ ETCに対する認知度

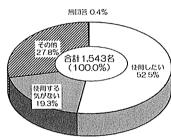


○ ETCに対する認知レベル

レベルI:ETCの名称は知っているが、選用方法やETC車線表示板の理解が違いレベルⅡ:選用方法はすべて知っているが、ETC車線表示板の理解が違いレベルⅢ:選用方法とETC車線表示板は理解しているが、切替選用は知らない レベルIV:上記のすべてについて理解している

と以下のとおりである。 ETCの利便性と今後の使用希望





今後の使用希望度

干葉地区サービス開始後の状況

ついて、 日本道路公団における千葉地区の四五料金所に サービス開始四週間後の状況をまとめる

①ETC利用台数については、 ことにより、 ーによる車載器保有者に一般購入者が加わった 試行運用時の約六、 試行段階のモニタ 七〇〇台 H

②誤進入台数については、試行運用時の三月末の 台 から約七、 月 と順調に増加している。 二〇〇台/日 (うちJH六、七〇〇

> 0 V 1 シ ・ 五台/一レーン・時間から約○ 時間とさらに減少した。 三台

> > ■夏頃から先行的

な運用を開始する路線

[関東地区]

③停止処理については、 他、 新たな課題等は発生していない。 試行運用で確認した事象

【中部地区

横浜新道、

横浜横須賀道路、

小田原厚木道路

今後の予定

開始する予定である。 おいてサービスを拡大し、 は関東、 〇〇料金所 千葉地区等のサービス開始を皮切りに、 中部及び関西の三大都市圏の一 (うちJH約五四〇料金所) 秋頃を目途に全国約六 で運用を 部路線に 夏頃に

南)、

関西空港自動車道、

海南湯浅道路、

湯浅

12

御坊道路、

第二

一神明道路

批判的意見

・左ハンドル車には非常に便利 ・早く全国展開を ・以前よりも高速道路の利用が増えた ・混雑しているレーンでは無意味 ・渋滞緩和は疑問 ・出口で止められたこと等トラブルがある。 PR ・全体的にPRが不足 一般車の人にも運用方法のPRを 車載器 機能 ・フロントガラスに映り運転しずらい ・車載器へのカード挿入が難しい ・もっと小型化へ ・10,000円位にするとよい 価格 ・故障の際の責任所在をはっきり 故障・メンテナンス

モニターの方からの自由意見

表 1 項 目 小分類 主な意見 般 好意的意見 ・雨の日に窓の開閉がなくて便利 全 カード 多機能化 ・すべて1枚のカードに 機能 ・耐久性(耐熱性)に対して問題があるのでは

部料金所においては、ICカードリーダーの設置の

(松原JCT以

【関西地区】

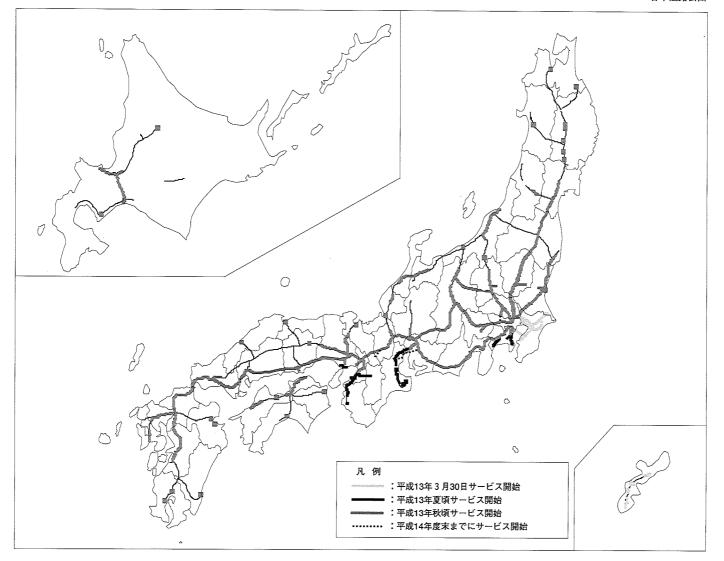
伊勢自動車道 東名阪自動車道

(名古屋西IC~

亀山IC)、

西名阪自動車道、

阪和自動車道



特集

ETC運用開始と今後の展開

ETCの 一 般運用開始について

首都高速道路公団管理部営業課

試行運用内容

利用状況

首都高速道路公団においても、平成一二年四月 首都高速道路公団においても、平成一二年四月 を所を始め九箇所の料金所を通行していただき、 金所を始め九箇所の料金所を通行していただき、 金所を始め九箇所の料金所を通行していただき、 金所を始め九箇所の料金所を通行していただき、

頂きました。間の最終時点で、一日約七○○台のETC利用を延べ約一八万台のETC利用を得て、試行運用期延べ約一八万台のETC利用を得て、試行運用期始から平成一三年三月末まで、

(2) 主な事象

1

車両管理異常

試行運用開始当初を中心に、誤って専用車 はる後退、牽引車及び二輪車の併走などの走 行状態により、料金所車線を通過する際の実 台数と機械が認識する通過台数に誤差が生 じ、ETC車にも係らずETC車として認識 できない事象が発生しました。

事故の発生状況を適正に行えるように改善を行いました。

加えて、当該事象が発生した場合には、アラ

- ム音により係員に通知することで車両管理

2

試行運用直後の事故状況としては、非ET

で車が誤って進入し、当該車両が後退したところ後方車両に接触したものや、混在車線において、二台以上の通行料金を一括して支払った後に、開閉棒が開いたことを確認せずに発進した後続車両が開閉棒に接触したというケースが発生しました。 対応としては、開閉棒の作動に対する注意 対応としては、開閉棒の作動に対する注意

誤進入の状況

てのソフト改修も行いました。

に、一括収受を行わざるを得ない場合に備えくよう案内看板やチラシで広報するととも

3

また、お客様の慣れからも減少傾向に転じま象については、案内看板の設置や広報を図り、ETC専用車線に一般車両が誤進入する事

した。

4 人為的要因による停止処理

0

理が発生しました。このうち、 器操作の不慣れに起因する点については、 ICカード未挿入などに起因して停止処 係員の機器操作の不慣れ、 車載器 係員の機

徹底し、 知を強化することで対応しました。 点については、 にICカードを未挿入の状態で通行する ETCモニターの方々が車載器 広報を図りお客様 周

機器操作等に係る係員への指導・教育を

(3)ETCアンケート調査結果

を実施しました。 と使用希望などについてアンケー 般のお客様に対し、 TC試行運用期間中に、 ETCの利便性 モニタ 調 1 及

び

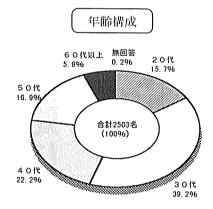
ることでお客様の動向調査をしていきた する(約六○%)」との調査結果を得まし 用希望について、「利用する・たぶん利用 ており、 便利だと思う (約九七%)」との評価を得 性について、「お金を用意する必要がなく モニターの方々からは、 今後、 般のお客様からは、 更にアンケー ト調査を実施す ETCの利便 今後の使

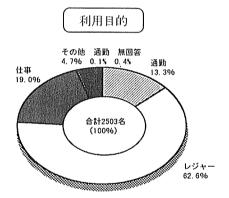
ETCに関するアンケート調査結果

○モニター概要

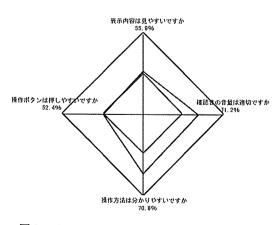
いと考えています(図1・2)。

モニターアンケート調査結果 (平成12年8月~10月)





○車載器に対する評価



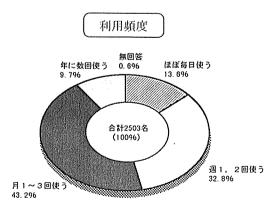


図1-1

○ETCの利便性

運転中にお金を用意する必要 がなく便利だと思いますか?

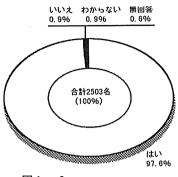
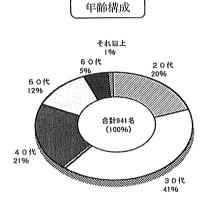


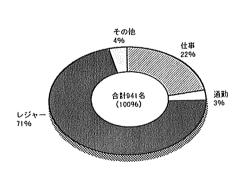
図1-2

一般利用者アンケート調査結果(平成12年8月)

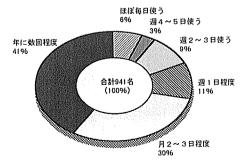
○ 一般利用者概要



利用目的



利用頻度



主な支払い手段

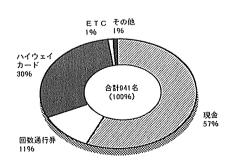


図2-1

となりました。 用を経て、 利用を頂いています。 過した時点で、 所で一般のお客様にもETCをご利用頂けること ETCモニター 三月三〇日 日約 般運用を開始して約一 の方々による約一年間の試行運

○○○台のETCでの

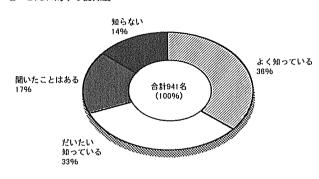
ケ月を経

高速湾岸線 高速7号小松川線 約※料金所、 湾岸浮島料金所 大井集約 *料金所、 錦糸町集約※料金所 市川 集

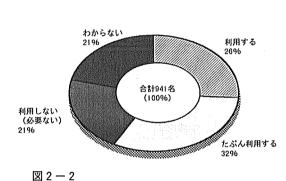
ETCに対する認知度

般運

(用開始



今後の使用希望度



高速埼玉大宮線 高速神奈川3号狩場線 高速神奈川2号三ッ沢線・ ※集約とは本線にある料金所のことです。 所 所 浦和南 浦和北料金所、 (上り) 料金所、 与野料金所 浦 浦和南 ・三ッ沢集約※料金 和南集約 *料金所、 狩場集約※料金所 (下り

金

から下記の

料金

今後の課題

(1) 誤進入車の更なる低減 ETCは、 般運用を開始して間もないこ

> WELCOME TO SAITAMA 高速埼玉大宮線 浦和南集約料金所

ŋ 進入するケースが生じています。 0 ともあり、 ようなケースを減少させることが必要であ 今後も案内看板の充実や広報の強化を 般車が誤ってETC専用車線に 少しでもこ 図

ETC車線の運用方法 ETC専用車線の拡大を含めた、 ЕТС 利

るなど、誤進入の低減にむけて取り組んで

2

く考えです。

用

0)

ジリ

'n ŀ

が最大限に活用されるべく車

サ 線

ス水準の向上に努めていきたいと考えて 一用形態の在り方について検討を進め、

道行セ 2001.6

етс専用

17

3

多様な料金施策 乗継ぎ制、

距離の要素を勘案した料金等の

や普及の見通し等を考慮しつつ検討を進めて いく予定です。 多様な料金施策について、採算に及ぼす影響

今後の展開

匹

ETCの利用を可能とすることを目指しています。 -成一四年度末までに首都高速道路の全料金所で まず、平成一三年夏頃から高速湾岸線を始めと 段階的に、

料金所のETC対応を進め、 で、

らに約四○箇所の料金所を追加し、 TCの利用が可能となる予定です。 開始し、 する約二○箇所の料金所で新たにETCの運用を 末には首都高速道路の全料金所 ETCが利用可能となる予定です(図3)。 首都高速道路の約三〇箇所の料金所でE 約 平成一四年度 秋頃には、 一六〇箇所 쏭

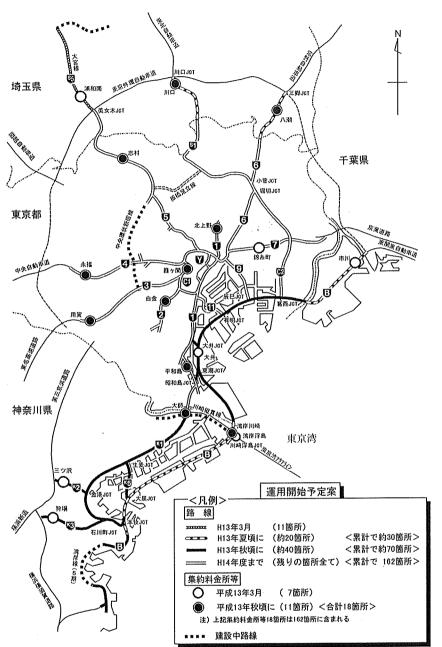


図 3 ETC運用開始予定案

特集

ETC運用開始と今後の展開

ETC車載器と今後の動

㈱デンソーITS技術一部

はじめに

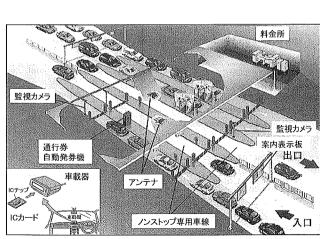
路交通システム)が注目を集めている。 ITS(Intelligent Transport Systems:高度道

払いシステム)の本格サービスが開始された。 Information and Communication System:道路 下oll Collection system:ノンストップ自動料金支 Toll Collection system:ノンストップ自動料金支 を通情報通信システム)をはじめとして、二〇〇 一年三月末からはいよいよETC(Electronic 下oll Collection system:ノンストップ自動料金支

器の技術動向について紹介する。本稿では、ETCの路車間通信機器、特に車載

二 ETCの概要

理能力は現在に比べ約三~四倍程度増大し、渋滞 消、 出ガスの低減による環境問題への貢献など、 間 り、料金所で止まることなく、自動的に料金の支払 費の節減を目的に導入されたシステムである。 い効果が期待できる。 の緩和に大きく貢献できる。さらに、渋滞待ち時 れた車載器との間で、路車間通信を行うことによ 金所ゲートに設置されたアンテナと車両に装着さ い、通行が可能となるシステムである(図1参照)。 『の解消による時間便益の増大や燃料の節約、 日本では、ETCの導入により、 ETCとは、有料道路における料金所渋滞の解 キャッシュレス化による利便性の向上、 料金所での処 幅広 管理



(出典:日本道路公団)

図1 ETCのシステムイメージ

三 日本のEmto

日本では、国土交通省と道路四公団(日本道路 公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本 州四国連絡橋公団)が中心となって、BTOの導 入を推進している。

1100一年三月三0日に、いよいよ五年00本 格サービスが開始された。対象は、関東地区を中 心として、日本道路公団の千葉地区四五科金所、 沖縄地区七料金所、首都高速道路公団の千葉地区 一一料金所の計六三料金所である。これにより成 田空港から都心・羽田空港までのノンストップ通 行が可能となった(図2 てページ図ら参照)。

二〇〇一年秋頃には、東名・名神高速道路、東 化自動車道、山陽自動車道、九州自動車道、坂神 高速道路等への展開が予定されている。そして、 1100二年度までには、道路四公団合わせて約九 ○○箇所の料金所に導入される計画になってい %°

ETCの構成

日本のETCシステムは、無線電波を用いて料 金情報等をやりとりするアンテナと車載器、及び 車載器に挿入されるICカード、その他の機器か ら構成される(図3 らページ図2参照)。

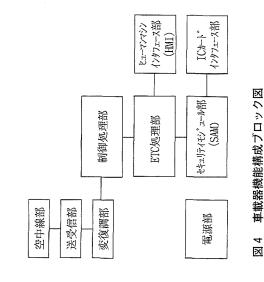
ETCでは、この路車間通信技術に口SRC

(Dedicated Short Range Communication: 紫質 通信)が用いられ、重要な位置を占めている。D SRCの通信エリアは携帯電話の広域型とは異な り、数mから数十mに限定(スポット型)される が、非常に高速にデータ通信が可能であるという 大きな特長を持つ。

- 車載器の概要

車載牋は、図4に示す機能構成ブロックから購 或され、以下の機能を有する。

- **ETS通信管理機能:アンテナとの無線通** 信、及びICカードとのデータ通信を管理。
- ② 情報管理機能:車両情報やアンテナとの交 信データなどを記録・管理。
- ③ セキュリティ機能:外部からの不正な通信 手毀による情報の入手、攻ざんなどをSAM (Secure Application Module) とよら哲士。
- ④ -Oヤード処理機能: IOカードとのデー 夕通信により、料金決済に必要な情報を読み 取り/書き込み。
- © IΣ-(Human Machine Interface: Δ ¬ − マンマシンインタフェース)機能:通信結果な どを表示、または音によりドライバーに通知。
- 自己診断機能:機器の牧障を自己診断し通 茁。



2 車載器の分類

車載器は、機器の形態、車両への搭載方法、他 機器との組合せにより、表1のとおり分類される。

の事業器の特徴

日本の車載器の特徴は、以下の通りである。

① 5・80 Hz アクティブ方式の採用

日本では、DSRCとして国際的に標準化が進 められているら・8GHz帯のアクティブ方式を **隊用している。数川では5・8GHz 帯のパッシ** ブ方式を採用しているのに対し、アクティブ方式

表1 車載器の分類

分類		イメージ	説明
①機器の形態	2ピースタイプ		決済機能を本体と別にし、ICカードと車載器で構成
	3ピースタイプ	To the second se	通信を行うアンテナ部をさらに車載器本体と分離
②車両への 搭載方法	後付け型	-	車両のダッシュボード等に取り付け
	ビルトイン型	表示	車両のインパネ等に組み込み
③他機器との 組合せ	スタンドアロン型		車載器単独で機能
	機器連動型	†Ľ	HMI機能を有する他機器と連動
	機器統合型	でアンテナ。 1 ich-ド	HMI機能を有する他機器に組み込み

ることにより、ユーザは複数の車両を柔軟に使い

決済機能を有するICカードを車載器と別にす

ICカードを別にした2ピースタイプの採用

用・発展が期待できる。

ETC以外のITS他アプリケーションへの応

要な各種個人情報は暗号化され、セキュリティが明な各種個人情報は暗号化され、セキュリティが関な各種個人情報は暗号化され、セキュリティが要な各種個人情報は暗号化され、セキュリティの時には互いの機器の認証(相互認証)やデータの暗には互いの機器の認証(相互認証)やデータの暗には互いの機器の認証(相互認証)やデータの暗には互いの機器の認証(相互認証)やデータの暗をジュールが内蔵され、アンテナとの無線通信時には互いの機器の認証(相互認証)やデータの暗をジュールが内蔵され、アンテナとの無線通信時には互いの機器の認証(相互認証)やデータの暗をができる。

(Organization for Road System

確保されている。

これらの無線技術の特長をいかし、将来的には数の車載器と高速双方向通信が可能となる。 また、1024kbpsという高速のデータ伝達速度を採用しているため、広い通信領域内で複送速度を採用しているため、広い通信領域内で複

S A M 進機構) Enhancement:財団法人道路システム高度化推 ない限り、 への鍵情報や車種情報などの書込みを行わ が行っている。 車載器は正常には動作しない。 セットアップと呼ばれる

> これにより車載器のHMI機能を拡張でき、 器とカーナビゲーションとの接続が可能である。 ンタフェ ース付きタイプも設定されており、 料金

車載

所に近づいた際のETCレーンへの誘導や、

E T

C利用料金等の画面表示、

音声案内が可能となる

(図6参照)。

ETCの利用方法

Cカードは、 Cカード)と車載器を準備する必要がある。 発売されている と3ピースタイプ(アンテナ分離型) されており、 となる。車載器は、 アップ・取り付けを行えば、 E認定のセットアップ登録店 三週間後にカードが手元に届く。 ットカード会社に発行を申し込むことにより、 ||用品店等) 三月末時点で一一社が取扱い)が発行し、 ETCを利用するためには、 2ピースタイプ (アンテナー体型 で車載器を購入し、 クレジットカード会社 (図5参照)。 当社を含めて複数社から発売 ETCの利用が可能 (カーディーラ、 ETCカード その後、 車載器のセット (1100 の二種類が クレジ O R S Ε Τ Î カ 年

ある。 載器本体から分離し、 レキシブル性を向上させたタイプである。 るタイプであり、3ピースタイプはアンテナを車 価格は各社様々であるが、 2ピースタイプはダッシュボード上に後付けす 車載器本体の設置場所のフ 約三~四万円程度で 車載器

また、 車載器のバリエーションとして、外部イ

車載器取付例



2ピースタイプ

(アンテナー体型)

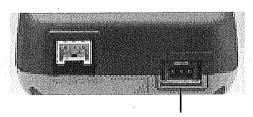
3ピースタイプ (アンテナ分離型)

図 5 デンソー車載器

*******88888



ン案内画面(イメージ図)



カーナビゲーション対応 外部インタフェース

デンソー車載器 (外部インターフェース付きタイプ)

七 将来動向

国土交通省は、

1

車載器の普及

ETC利用車に対する現行ハイウェイ 車載器を普及させるための促進

車載器への付加価値機能の追加などにより、ET 国の積極的な普及促進策と、 とする策などについて検討に入っている。これら カード並みの割引率の適用、また二〇〇五年を目 阪神高速道路を全面ETC化 車載器価格の低下、

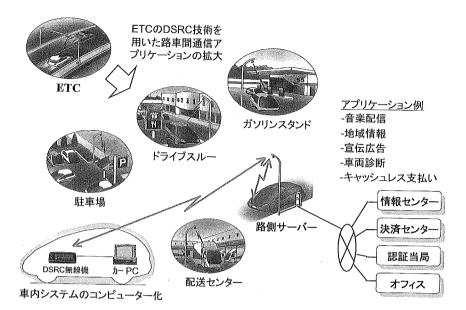


図 7 DSRCの応用分野

予想される。 Cが普及 (車載器装着率が増加) していくものと

る。 有する他機器、 ものと思われる。その一例として、 ン型から、 ボードなどに設置する後付け型のスタンドアロ これにより、 一体化 (ナビ連動型、 徐々にビルトイン型へと移行していく 例えばナビゲーションシステムと 車載器タイプも、 ナビ統合型) 自動車の HMI機能を が考えられ ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゚ゕシ

ETCの発展(DSRC応用)

参照) タンド、ドライブスルー、 活用することにより、今後は駐車場やガソリンス の特長を持ち、 プリケーションへの応用展開が期待される 信距離が長く、高速通信で大容量伝送に適する等 日本のETCで用いられているDSRCは、 またICカードの料金決済機能を 音楽配信等の様々なア 通

終わりに

に向けて一層加速していくであろう。 の積極的な政策支援もあって、 ETCもいよいよ本格サービスが開始された。 今後は全国展開

のために貢献していきたい。 「ITSのデンソー」として、 我々は、 自動車部品の総合メーカとして、 今後もETC普及 また

特集

ETC運用開始と今後の展開

ETCカードの普及動向

ICソリューションサービスグループ㈱ジェーシービー情報ネットワーク部

ード 国内の一Cカード化動向とETCカ

年度は、カード業界にとっても本格的にIC化を 開始する年である。大手クレジットカード会社は 開始する年である。大手クレジットカード会社は 開か発行するカードをIC化し、全国で二億五千 万枚が発行されているといわれるクレジットカー にた。キャッシュカード(デビットカード)のI C化も来年度以降には本格化すると予想されている。ETCは全国規模で大きな影響を与えるIC カードとしては、国内のIC化動向の先陣を切っ てスタートしたと言える。

ETCの試行運用では、㈱ジェーシービーをは

していたのが、更にキャッシュカード機能(磁気)

更に多機能化はカードが(磁気から)IC化し更に多機能化はカードの時代である。まった。とこの五種類。このうちJCBだけが日本発のブランドであり、他はいずれも米国のブランド。いずれのショッピングについても、これらブランドカードを使用すればブランドロイヤリティが発生する。用すればブランドロイヤリティが発生する。

といった機能との一体化をIC上で実現する『多

のサービス機能や、電子マネー、デビットカード決済機能をIC化するのではなく、様々な提携先

クレジットカードのIC化は、単にクレジットてもICカード自体の多機能化として進行する。

表1 国内における主な業界のIC化動向

表 1 国内以	こおける主な業界のIC化動向
クレジットカード	・銀行系カード会社は2001年度~2002年度に本格IC発行を開始 ・信販系、流通系カード会社は大手・中堅で2002年度にIC化開始見込み ・国内のインフラ整備(IC端末設置)は2003年頃より本格スタート ・世界のどこへ行っても使える必要あり、国際的互換性を確保。 ⇒EMV仕様準拠かつ各国際ブランド(JCB、VISA、Master)仕様準拠 ・主目的=①偽造被害の圧縮②多機能化による利便性向上等
銀行・郵貯	・全銀協の取りまとめで、ICキャッシュカード標準仕様が完成(本年3月) 〜キャッシュカード、オンラインデビット、オフラインデビットの基本仕様。 ・海外のATMでも使える必要あり、EMV準拠。 ・現在、認証局・認定方式についての検討中。 ・みずは、UFJが2002年4月の本格発行を検討中。 ・主目的=①セキュリティ向上②多機能化による利便性向上等
ETCカード	・本年3月より一般利用者へのカード発行開始。 ・本年夏には利用区域拡大、秋には全国で本格稼動予定。 ・主目的=①料金所渋滞緩和 ②管理コスト削減 ③利用者の利便性向上等
汎用電子乗車券	・J R東日本が2001年秋の本格導入を目指し埼京線にてIC乗車券試行中。 ・J R西日本、関西エリア私鉄(スルっと関西)も2003年頃よりIC化予定。 ・主目的=①改札機のメンテナンスコスト削減 ②ICカード新ビジネス展開等
行政カード	・2003年8月に各自治体にて住民基本台帳カード発行開始予定。 ・介護保険カード、運転免許証などについてもIC化検討中。

歩み始めたと言っても過言ではない。っかけに、ICカードがいよいよ多機能化の道をを「年内には発行する」と発表した。ETCをき友カード㈱や日本信販㈱も同じ多機能ICカード

る。

四月には㈱ジェーシービーが「ETC利用地『多機能IC化』はETCカードにも起きてい

機能IC化』の方向性を指向しているのである。

ますます進んで行くものと考えられる。検討されている様々なICカードの実現に伴い、このような多機能IC化は、表1の通り様々に

はこれまでETC専用カードしか発行していなか能ⅠCカードを発行する。」と発表。同様の動きジット決済機能とETCの両機能を格納した多機域が拡大する二○○一年七月より、IC上にクレ

った他のカード会社にも広がりつつあり、三井住

二 ETCカードの普及

ETCカード発行の形態

1

実はETCカードを発行する企業は既に一一社生はETCカードの発行が可能なのである。ことでETCカードの発行が可能なのである。ことでETCカードの発行が可能なのである。ことでETCカードの発行が可能なのである。

が可能になるのである。例えば㈱ジェーシービーが可能になるのである。例えば㈱ジェーシービーが可いているカードは、どこのカード会社が発行したカードであろうと取り扱いが可能になるのである。即ち、㈱ダイエーオーエムシーが発行するするJCBカードも、さくらカード㈱が発行するするJCBカードも、シンガポールのユナイテッド・オーバーシーズ・バンクやスペインのラ・カイシャ銀行が発行するJCBカードも、シンガポールのユナイテッド・オーバーシーズ・バンクやスペインのラ・カイシャ銀行が発行するJCBカードも、全て取り扱いが可能となるのである。

同様に他の国際ブランドを取り扱う契約を締結すれば、国際ブランドクレジットカードは全て網羅できる。即ち、JCB、VISA,Master,American Express, Dinersの五ブランドを取り扱う契約さえ交わせばよいわけで、最少で四社のカード会社(VISAとよいわけで、最少で四社のカード会社(VISAとと契約締結するだけで、国際ブランドクレジットカードは全て取り扱い可能となるのだ。現在、デカードは全て取り扱い可能となるのだ。現在、デカードは全て取り扱い可能となるのだ。現在、デカードは全て取り扱い可能となるのだ。現在、デカードやホテル、航空会社や旅行代理店などクレジットカードを取り扱っの店舗がこの方法でクレジットカードを取り扱っの店舗がこの方法でクレジットカードを取り扱っる店舗がこの方法でカード会社と契約を交わしている店はまず無い。

ティ・個人情報管理・経営状態等に細心の注意を ETCカードの取扱契約は、リスク・セキュリ

どこのカード会社が発行したカードでも取り扱いな方法である。カード会社は全国に数百社存在する。ある店が幅広くカード会社と契約締結すれば、る。その時、数社のカード会社と契約締結すれば、る。その時、数社のカード会社と契約を交わすのは到底困難である。その時、数社のカード会社は全国に数百社存在する。

0

開始

その効果は

実に表れ こてお k,

表3は、

現在

練ジ

エ 如

1

ĺ

Ė

1 9 0 経

油で あ

 $\tilde{\mathrm{E}}$

T C

カ

近

日 日 E T C カ

ï

ドを発行すべ

へく粛

々と準備を進

カ

は ŋ 非常に

効

月 合理的

0

般 か

利 0

苚

分だけでも二〇

種類以上

0 ETC

力

1

F

が発行さ

いる。営業戦略上まだ社名は公開

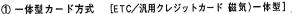
できな

٧ì

が

試行時のETCカード発行方式〈ETCパートナー会談資料より〉 表り

1. ETCカードの発行方式



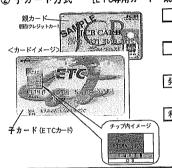
<カードイメージ> JCB ETC JCB CARD / e i JEST SETS White out the AZUG VARIAMION W チップ内イメージ 磁気ストライプイメージ **2**4(4) 183 翻

- 概要・ETC専用のCチップをJCB等のクレジットカード券面に貼付した方式 ETC利用時は Cチップを、一般のJCB加盟店では磁気ストライプや エンボスでJCBカードとして汎用利用できる一体型カード
- ETC機能とJCB機能が一枚に同居し利便性が高い メリット
 - JCBドライバーズプラスカードとの一体化など提携カードの割引サー ビスを同居させることで付加価値の高いカード商品の実現が可能

発行対象 • E T Cカード新規申込者 個人 法人)

- ・間接会社会員 (FC社、開放先、提携カード提携先など)
- 利用範囲・Cチップ (ETC専用にてETC (有料道路通行料)を利用
 - ・通常のJCBカードとしてJCB加盟店にて利用

[ETC専用カード…既存クレジットカード 磁気)紐付け型] ② 子カード方式



- 概要・クレジットカードを既に保有する会員に対し、ETCの利用金額が既存 クレジットカードの請求に合算されるETC用 C カードを発行する方式。
- メリット ・会員は既存のメインカードを変更することなくETC利用が可能
 - 既存クレジットカードの割引サービス等の特典の活用が可能

- 発行対象 ・クレジットカード既保有者、新規申込者 個人 法人) ・間接会社会員 (FC社, 開放先, 提携カード提携先など)

利用範囲 ・子カードではETC 有料道路通行料)利用

親カード 既存クレジットカード) はJCB加盟店にて利用

③ ハウスカー ト方式 [ETC専用カード…独立型]



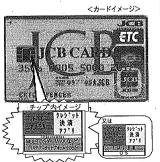
- 概 要 ・ETCカードだけ必要で、クレジットカードは不要という利用者に対し、 ETC用カードだけを発行する方式。 ETC利用料金を単独で請求。
- 汎用カードを社員に持たせたくない法人等のニースに適合
 - 国際ブランドカードと提携していないハウスカードを発行している企 業も間接会社として取組み易い

| 発行対象 | ・クレジットカード非保有者、使い分け希望者 個人 法人)

・間接会社会員 石油系ハウスカード受託先など)

利用範囲 • ETC 侑料道路通行料)のみ利用可能

④ 標準 ICカード方式 [ETC対応汎用クレジットカード (C)] [※試行では発行されず、将来型



Dクレジットカードの DにETCアプリケーションを格納する方式。 ETCカードの将来像と言える。

1つの Cで様々な代金のクレジット決済が可能になる。

発行対象 ・ DにETCアプリを格納した全てのクレジットカード会員

利用範囲・CのETCアプリでETC(有料道路通行料)利用

・汎用型 にカードとしてガソリンズタンドやドライブスルーなど C端末 を設置したクレジットカード加盟店にて利用

概要 ・ 将来クレジットカードが標準的に C化した時、カード会社が発行する メリット ・ETC機能とJCB機能がCに同居し、マルチアプリが実現。

26 道行み 2001 6

表 3 ETCカード発行会社とその発行するETCカードの種類(JCB経由分)

ETCカード発行会社		カードの種類	方式	提携先	ETC	クレジット	キャッシュ (デビット)	その他の機能/特典・サービスなど	写
	1	ETCスルーカード	専用/子		0			親カードの特典(航空マイレージ、 デパート割引など)	Q
	2	ETC/JCB (一般)	一体型		0	0		ポイント	(2
	3	ETC/JCB (Gold)	一体型		0	0		Goldポイント	
	4	ドライバーズプラス ETC/JCB (一般)	一体型		0	0		ガソリン・高速道路利用料金の キャッシュバック	(3
	5	ドライバーズブラス ETC/JCB (Gold)	一体型		0	0		ガソリン・高速道路利用料金の キャッシュバック	
	6	ETC/JCB (法人)	一体型		0	0		ポイント	
	7	ETC/JCB (法人Gold)	体型		0	0		ポイント	l
	8	JAF ETCカード	子カード	日本自動車連盟 (JAF)	0			親カードの特典 (ロードサービス、 ドライブ情報サービスなど)	4
(株)ジェーシービー	9	Oasis21 ETCカード (一般)	一体型	日本自動車整備 商工組合連合会	0	0		ポイント、初年度無料	(5
	10	Oasis21 ETCカード (Gold)	一体型	同上	0	0		ポイント	
	11	Oasis21 ETCカード(法人)	一体型	同上	0	0		ポイント、初年度無料	
	12	Oasis21 ETC (法人Gold)	一体型	同上	0	0		ポイント	
	13	GATE21 ETCカード(一般)	一体型	東京都自動車整備 商工組合	0	0		ポイント、初年度無料	6
	14	GATE21 ETCカード (Gold)	一体型	同上	0	0		ポイント	
	15	GATE21 ETCカード(法人)	一体型	同上	0	0		ポイント、初年度無料	
	16	GATE21 ETC(法人Gold)	一体型	同上	0	0		ポイント	
	17	ETCスルーカード " N " (法人)	専用		0			親カードの特典(使用者非特定型)	
(株)トヨタファイナンス	18	ETC TS3 カード	一体型	(株)トヨタファイナンス	0			親カード特典(キャッシュバック、ドライ バーズサポート他)、初年度年会費無料	
#	19	大垣共立スーパーカード(一般)	一体型	大垣共立銀行	0	0	0	ポイント	7
共立クレジット(株) 2	20	大垣共立スーパーカード (Gold)	一体型		0	0	0	ポイント (シートベルト保険等 ゴールドサービス)	
コスモ石油(株)	21	COSMO THE CARD	一体型	コスモ石油 (株)	0			ガソリン会員サービス、ETC年会費無 料、ポイント、マイレージサービス	8
(株) ジャックスカード	22	ETC JACCS カード	一体型	(株) ジャックスカード	0	0		ロードサービス	9
マイカルカード (株)	23	マイカルカード ETCカード	専用/子	マイカルカード (株)	0			親カードの特典 (サティ、ビブレでの割引、ポイント)	
(株)ライフ	24	ライフETCカード「通高手形」	専用/子	(株)ライフ	0			ETC年会費無料	

キャンペーンなどでは、初年度会費無料。JCBギフトカードプレゼントや、車載器プレゼントなどといった特典も付加。





(1)





(5)











カードの種類はゆうに一○○種類を超えるであろ分を含めれば、今秋の本格運用開始時にはETC締結カード会社が関与するETCカード発行会社ている企業が他にも続々と控えている。他の契約

うと推測できる。

しかもこれだけETCカード発行会社が増えても、カードを取り扱う道路事業者では、基幹シスキムや路側システムを含めて一切システムや業務の変更/追加といった対応作業を行う必要がないの変更/追加といった対応作業を行う必要がないの変更/追加といった対応作業を行う必要がないのである。道路事業者から見えるのはあくまで契約締結会社が自らの責務において、どんどんETCカード発行会社を増やしているわけだ。現在のETCカード発行会社を増やしているわけだ。現在り、既に大きくETCカード普及に寄与しはじめているのである。

そしてこの流れは、冒頭でふれたクレジットカードやキャッシュカード、デビットカードのIC機能が搭載されていく。目標四〇〇万台といわしがットカードやキャッシュカードに続々とETC機能が搭載されていく。目標四〇〇万台といわれる車載器設置車両の利用者だけではなく、実にれる車載器設置車両の利用者だけではなく、実にれる車載器設置車両の利用者だけではなく、実にである。

3 ETCカードの魅力

Ξ など身の回りのカードはIC化してもETC機能 その場合、クレジットカードやキャッシュカード ICカードにETC機能を搭載する意義がなく、 が魅力ある機能として顧客に求められなければ、 からのETC次第と言える。つまり、ETC機能 カードにETC機能を搭載し続けるか否かはこれ とし、ここではETCカードに付加する魅力につ る。ETCシステムそのものの魅力については、 力と、ETCカードに付加する魅力とが考えられ 魅力とは、ETCシステムそのものが保有する魅 は魅力ある付加価値が必要である。ETC機能の な影響を及ぼすことになる。だからこそETCに は搭載されなくなり、ETCカードの普及に深刻 いて記述する。 しかしICカードを発行する会社が、そのIC 利用エリア拡大に向けて」の章で後述する

⑴ カード発行方式の多様化

れる。
まず一つに、カード発行方式の多様化が挙げら

そして、一般利用が開始された現在、カードの③専用カード方式の三種類であった。 試行運用で発行されていたETCカードの発行

例えば、岐阜県の共立クレジット㈱(大垣共立

発行方式は多様化している。

銀行のカード会社)が発行するETCカードは、 のである。 のである。 のである。

も及んでいる。だけではなく、カードの発行方法自体の多様化にカード発行方式は単に機能を追加する多機能化

形態が存在する。

株ジェーシービーではそういった実態に応じて、一枚のクレジットカードに複数のETCカーにを発行することにより、実態に即して導入し易ドを発行することにより、実態に即して導入し易いを発行することにより、実態に即して導入し易いを発行することにより、実態に即して導入し場が、個人名義を表の方式として実現し、普及を促進する。

28

(2) サービス機能・特典の付加

多様化するのはカードの発行方式だけではない。これだけ多くのETCカード発行会社が登場し、様々なカード発行方式にてETCカード発行が活発になれば、ETC利用者を取り込もうとする競争が発生するのは必然である。即ち、ETCカードの市場において、競争原理が働くのである。このような競争社会の中、ETCカードは差別化が進む。付加サービスの多様化である。

例えば、㈱ジェーシービーのドライバーズプラスETC/JCBカードでは、ETCなど高速道スETC/JCBカードでは、ETCなど高速道路やガソリンの利用代金の最大三〇%をキャッシュバックする特典がついている。ゴールドカードではドライバーズ保険や旅行傷害保険といったサービスがついており、子カード方式の場合にはもともと親カードで集めていたポイントやデパートの割引、航空会社マイレージなどの特典がそのまま享受できるし、更にETCカード入会者に対して車載器プレゼントキャンペーンなども実施する。

た程のカード発行方式との組み合わせで例示すれば、現在官公庁の職員の方々に保有していただれば、現在官公庁の職員の方々に保有していただれば、現在官公庁の職員の方々に保有していただれば、現在官公庁の職員の方々に保有していただれば、現在官公庁の職員の方々に保有していただれば、現在官公庁の職員の方々に保有していただれば、現在官公庁の職員の方々に保有していただれば、現在官公庁の職員の方がある。

た保険サービス機能が充実しているほか、電話一本で秘書のようにホテルやゴルフ場の手配などを本で秘書のようにホテルやゴルフ場の手配などを本で秘書のようにホテルやゴルフ場の手配などをあります。 ま引サービスも利用できる。即ち、料金所はノンストップ、電話一本で目的地近くのホテルを予約し、JCB特別料金で利用する…という快適なカーライバーズプラスETC/JCBゴールドカードであれば、さらにキャッシュバックもされる。ETCカード発行会社各社が如何にETCカード普及に尽力しているかがお分かりいただけるのではないだろうか。

正直なところこれらサービスを実現する原資をでしてが普及すればIC化の際のキラーアプリケーションとしてカード利用者のニーズが高まると予がしてが高いの争いの様相を呈しているのである。

Cカードの普及に大いに寄与してゆくであろう。の増加/発行方式の多様化/付加サービス (特典)の増加/発行方式の多様化/付加サービス (特典)のあるアプリケーションであり続ける大きな普及策の多様化が、ETCシステムが社会システムとして信であり、ETCシステムが社会システムとして信であるアプリケーションであり続ける限り、ETCカード発行会社の多様化が、

三 利用エリア拡大に向けて

1 ETCそのものの魅力

ETCカード発行会社が如何に努力しようとも、その付加する特典内容は「付随サービス」のも、その付加する特典内容は「付随サービス」のなく、所詮カードに付加された付随的魅力に過ぎない。一方、利用者観点に立てば、利便性だけでなくダイレクトなメリット、特に経済的なメリットに大きな魅力を感じていることは、本誌一九九年11月号に掲載したアンケート結果の通りであるほか、道路事業者によるモニターアンケートをはじめ様々な調査結果で顕著に表れており、実現が切望される。

既にETCカードを保有している利用者を筆頭にETCカードを発行したとしよう。当然利用者は、る。例えば、これらとは全く別に、新しい割引付る。例えば、これらとは全く別に、新しい割引付してきたETCカード発行会社が発行するETCしてきたETCカードを行会社が発行するETC

その結果、様々なカード発行方式を開発し、 ドをよく使う人ほど割引付新カードに傾斜する。 割引付新カードに殺到するであろう。ETCカー べきであろう。ゆえに割引付加は、既存のETC と自体もETCカード普及の面から見れば大きな C機能付ICカードを保有する」ということもな ETC機能を追加するように「何かの機会にET ICクレジットカードやICキャッシュカードに メリット享受が少ない低頻度の有料道路利用者は カード発行を粛々と開始する一方で、割引による 割引付新カードが高頻度利用者を対象に0からの 意義は希薄となる。そうなればETCカードは、 きた既存発行会社において、ETCカードの発行 サービスを付加してまでETCカードを発行して カードに付加する方法で実現されたい。 頻度利用者用システムにみえることも回避される マイナスであるが、社会システムとして一部の高 始めたETCカード普及の胎動が潰えてしまうこ わずか二ヶ月でこれほどまでに多様な展開を見せ ステムになってしまいかねない。一般利用開始後 く、ETCは一部の高頻度利用者のためだけのシ 特典

2 ETCカード課題

即ちクレジットである。そもそも出口で初めて利現在のETCにおける課金システムは後払い、(1)利用者 (カード発行対象者) の更なる拡大

用金額が確定する有料道路の性質上、後払い(クルジット)が適合しやすい環境であったと言える。 として、前述の通りカード発行方式の多様化により、クレジットカードを持つことでETC利用が可能となった。これにより、殆どの有料道路利用者にETCカードが発行されるであろう。が、他の支払い「ク用金額が確定する有料道路の性質上、後払い(ク用金額が確定する方か。

考えられる。㈱ジェーシービーでもデビット端末 く取り締まるといった運用と併せてプリペイドを は発生する。例えば、事前に潤沢な保証金を積ん 対応方法が必要であったりなど、やはり検討課題 り、プリペイドの場合は残高不足になった場合の デビットの場合はオンライン環境が必要であった 扱い経験やノウハウを培って来ている。しかし、 外の支払い方法についても取り扱いを行い、 を代行したり、MONDEXといった電子マネー を設置したり、銀行のICキャッシュカード発行 ド)やプリペイド(前納)といった支払い方法が 実現するなど、実現には運用を考慮した慎重な議 ガポールのように未払いを違反と位置づけて厳し で当該補償金額を超えないよう運用したり、シン (プリペイド) を発行したりなど、クレジット以 論が必要になると思われる。 クレジット以外にもデビット (キャッシュカー 取り

② カード挿入方向の明示

試行運用にて、カード挿入方向が分かりにくいは、乾電池の+-のようにカード挿入方向を表示ない。また、車載器の形態によってはカードを立ある。また、車載器の形態によってはカードを立ある。また、車載器の形態によってはカードを立たて挿入するタイプなどがあるが、その場合にはカードの表面を左右どちらにして挿入すればよいカードの表面を左右どちらにして挿入すればよいカードの表面を左右どちらにして挿入すればよいカードの表面を左右どちらにして挿入する場合には、乾電池の+-のようにカード挿入方向を表示する方法も有効になると思われる。

インフラ整備

3

さて、ここまで述べてきたようにETCカードさて、ここまで述べてきたようにETCカードを見せている。しかし、クレは順調に普及の兆しを見せている。しかし、クレけだけが普及したところでそのカードが使える環ドだけが普及したところでそのカードが使える環ドとインフラは車の両輪のようなものであり、どちらか一方だけでも欠けるとトータルシステムとして機能せず、普及もしないのである。

秋にかけて順次拡大して行く予定であり、利用者路側機器や車載器である。利用可能道路は夏からある利用可能有料道路であり、加盟店端末であるETCカードの場合、インフラ整備は加盟店で

備と言えるであろう。 備と言えるであろう。 佛と言えるであろう。 の期待も膨らんでいることであろう。あとは、新 の品質レベルを保持しながらも購入し易い価格の の品質レベルを保持しながらも購入し易い価格の の品質レベルを保持しながらも購入し易い価格の を維持するような運用体制の継続、一定以上 の品質レベルを保持しながらも購入し易い価格の をは、新

に寄与していきたい。 に寄与していきたい。 に寄与していきたい。 に寄与していきたい。 に寄与していきたい。 に寄与していきたい。 に寄与していきたい。 はい技術水準を誇る日本のETCシステムの発展 に寄与していきたい。

四・TS展開

1 『多機能』と『汎用』の違い

たとしよう。往復の航空券はJCBカードで購入JCBカードを持って台湾の方が日本に旅行に来ている。例えば、台湾の中国信託銀行が発行したクレジットカードは全世界で汎用決済を実現し

一方、IC化により、様々な決済スキームが実現する世界はどうか。空港に着いてレンタカーをしたICカードでないと使えなかった。鉄道に乗したICカードでないと使えなかった。鉄道に乗ければ使えなかった。…これでは汎用決済とは言えない。それら個々の決済機能を格納したICカードでなえない。それら個々の決済機能をICに格納した東現形は『汎用決済』ではなく『多機能』なのである。即ち、前者は一枚の汎用カードであるが、ある。即ち、前者は一枚の汎用カードであるが、後者は個々のカードが沢山財布に入っている状態と考えれば良い。

用決済スキームを実現している。
カードは全世界で、デビットカードは国内で、汎な店の決済が可能となる状態を指し、クレジットないの決済が可能となる状態を指し、クレジットは、一つのアプリケーションで様々

カードだから実現できる新しい世界でも汎用決済くの代金を決済しようと考えるのと同じことであり、ICの代金を決済しようと考える場合、それは単にハのが一、ETCカードで有料道路通行料金以外の一が一、ETCカードで有料道路通行料金以外

かを常に考え合わせなければならない。 術先行で検討する場合は運用がついてくるかどう な技術や機器の要件が定まるのであり、 の運用方法を決めることによってその実現に必要 討・負荷が必要になることを覚悟せねばならな …など、クレジットカードやデビットカードとい ラブルが発生した場合は誰に連絡すればよいのか 末設置を推進しメンテナンスを行うのか、 的として獲得するのか、誰がどのように店側の端 を考え出したら、それらカードを使わせてくれる った決済スキームを0から構築するレベルの検 を備えた磁気カードがIC化するたびに汎用利用 が言える。国内にあるプリペイドなどの決済機能 でも何でもない。テレホンカードやJRのイオカ い。そもそもそのカードを使える店を誰が何を目 お店には沢山の端末を並べることにもなりかねな ード、SFメトロカードなどについても同じこと そこでは何よりも「どのように実現するか」 万が一技 何かト

一方、消費者サイドから見れば「決済」は単にお金の支払い(方法)でしかない。有料道路におお金の支払い(方法)でしかない。有料道路にお決済方法が受け入れられるし、使い方(運用方法)も決める事が出来る。しかし、一般の店の場合は既にクレジット、デビット(場所によっては電子既にクレジット、デビット(場所によっては電子でネーも)といった決済スキームが広く普及して

る必要がある。

る必要がある。

な必要がある。

な必要がある。

な必要がある。

な必要がある。

な必要がある。

そう考えるとITSにおける決済スキームは、そう考えるとITSにおける決済スキームは、かによって、関連機器に求められる要件も変化すなよう検討すべきであろう。決済をどう実現するかによって、関連機器に求められる要件も変化すかによって、関連機器に求められる要件も変化する。

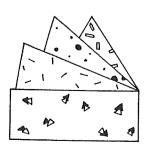
消費者保護/個人情報保護

2

本誌一九九九年11月号でも触れたが、ETCカードによる決済スキームには本人認証/オンライン認証が無いことにより消費者保護上の課題があった。ただし、ETCでは道路事業者における料金所システムとの連動により、完全とは言えないまでもかなりの部分で課題を最大限クリアしている。

には、これら課題の解決策を講じる必要がある。ITSにおいて決済スキームが検討される場合

システムであるITSの要と言えるETCもいよ二一世紀は既に始まっている。二一世紀の社会



特集

ETC運用開始と今後の展開

ETCの普及促進に向けたORSEの活動

剛道路システム高度化推進機構総務課

はじめに

(Electronic Toll Collection System)システム「ETC (Electronic Toll Collection System)システム」は、二〇〇一年三月から、千葉、及び沖縄地域の高速道路及び首都高速道路の一部でそのサー はスが開始されました。今年の秋頃には東名、名神、中央、山陽自動車道等で料金所の整備が行われ、サービス地域が大幅に広がる予定です。
ETCはITS(Intelligent Transport Systems:高度道路交通システム)の重要な開発分野としてその早期の実現が望まれていました。このサービス開始により、渋滞の無い、快適なドライブに向けた新しいITSのサービスがスタートしたことになります。

二 ETCとその利用方法

- ETCとは

ETCとは、無線通信を用いて通行料金の支払いを行うものです。これにより有料道路の料金所はなり、キャッシュレス化、ノンストップ化による対便性の向上や料金所渋滞の緩和などを図る新しい料金支払いシステムです(図1 5ページ図2い料金支払いシステムです(図1 5ページ図2

2 ETCを利用するには

す。

完了しだい利用できます。「車載器」の購入・取り付け及びセットアップがETCは、利用者の「ETCカードの準備」、

参照下さい。

ORSEの業務

ORSEの業務と普及促進活動

ついて紹介します。 セキュリティ管理を主としたORSEの業務に

ORSE

情報発行センタ

車載器セットアップ

店

セットアップ (情報書き込み)

申し込み

セットアップ

かけ発行

鍵申請

鍵発行

車載器

ETCカードの発行と車載器のセットアップ 図 3

ETC Z

クレジットカード会社または有料道路事業者

発 注

発 行

カードID. 契約情報の管理

索口端末

セットアップ申し込み

ETCカード申し込み

利用

平成13年5月21日現在の組織構成、各部の業務内容を示す。 評議員会:23名 総務課:3名 総務部: 経理課:2名 理事会:13名 企画課:3名 企画調査 理事長 部:2名 調査課:6名 専務理事 常務理事 開発課:4名 システム 部:1名 管理課:3名 監事:3名 業務部: 業務課:4名 3名(内藤 (内兼務1名) 務1名)

※理事長1、専務理事1、常務理事3、非常勤理事8、監事1、非常勤監事2

※部長以下計3	30名					
区分	業務内容					
総務部	•総務、経理、契約、広報一般					
	・ETCに関する情報安全確保規格の開示					
	・調査研究事業の契約書の履行管理					
企画調査部	・ETCの高度化に関する調査研究及び開発					
	·ETCに関する標準化					
	・ETCの普及促進、周知広報					
	・ETCに関する情報収集・公表及び関係機関・団体との交流					
	・ETCに関する受託業務の執行					
:	·ETC運用連絡会議事務局					
システム部	・ETC情報発行システム等の開発、改修、保守					
	・ETCに関する識別処理情報の付与					
	・試験環境の整備、運営					
業務部	・セットアップ体制の整備					
	・ETCに関する識別処理情報(セットアップ)の付与					
	・ETC導入・運用の支援					

ORSEの組織と業務内容 図 4

0 RSEの業務は、 大きく分けると

ETCのセキュリティの発行・管理 全確保規格の提供、 識別処理情報の付与 (情報安

ETCの普及促進と標準化・高度化を目指し た調査研究 セットアップカードの発行

セットアップ体制の確立 (セットアップ店の

0

0

2

ORSEの組織と業務内容

制強化とETC導入・運用支援のため、 務部を発足させました。 RSEでは、 RSEの組織と業務内容を図4に示します。 二〇〇一年四月、 セットアップ体 新たに業

となります。

3 ORSEの主要業務内容

(1) 情報安全確保規格の提供

秘義務契約をした企業にのみ提供しています。ります。ORSEはこの情報安全確保規格を、守為の共通ルール(情報安全確保規格)が必要になするには、確実な料金収受やプライバシー保護の全国の有料道路で共通のETCシステムを導入

発やシステム構築に適用されます。 Cカード等)に格納されるセキュリティ機能の開 Cカード等)に格納されるセキュリティ機能の開 Cカード等)に格納されるセキュリティ機能の開 とT Cを構成する機器(車載器、路側無線装置、ET とT と対して、ET の規格書の総称であり、ET

(2) 識別処理情報の付与

す。 識別処理情報は、次の二つから構成されていま

鍵情報

供しています。 供しています。 供しています。 の暗号化・復号化を行っています。 の暗号化・復号化を行っています。 の暗号化・復号化を行っています。 のRSEでは、 なセキュリティ管理のもとに有料道路事業者、セ なセキュリティモジュール製造者、カード発行者に提 キュリティモジュール製造者、カード発行者に提 を、高度

② 車載器のセットアップ情報

ORSEは、確実な料金収受を行う為に、有料

器のセットアップ情報としてセットアップ店に提道路料金を課金する対象となる車両情報を、車載

供しています。

現在、ORSEでは、セットアップ店の募集と 登録を行っています。また、効率的なセットアップシンラインで実施できるオンラインセットアップシード発行をオンラインで実施できるオンラインセットアップ店からのステム(オンラインセットアップ店の募集とび端末ソフト)を開発しました。

る方式です。

る方式です。

を方式です。

順は次のとおりです。 なお、セットアップカード発行までの具体的手

・ORSEでは、受信した「車両情報等」をオ末装置に入力しORSEへ送信します。載器セットアップ申込書」の車両情報等を端

端末装置へ配信します。セットアップ情報を生成、セットアップ店のンラインセットアップ管理システムを用い、

います。

リーダライタで、ORSEが予め貸与したセセットアップ店では、端末装置のICカード

アップカードの初期化を行います。ップ完了報告を入力することにより、セット・セットアップ終了後は、端末装置でセットア込み、セットアップカードを発行します。

し使用することができます。初期化されたセットアップカードは、繰り返

する諸機関を図5に示します。

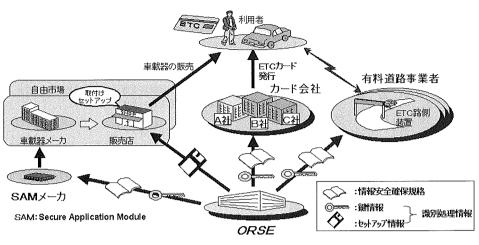
ORSEのセキュリティ関連情報の発行と関係

ORSEは、ETCの一般サービス開始に対応し、二○○○年六月から茨城県、千葉県、埼玉県、東京都及び神奈川県を対象としてオフラインによ東京都及び神奈川県を対象としてオフラインによるセットアップ契約の募集を開始しました。

トアップ店)と契約完了又は契約手続中となってステムの整備状況を勘案し、二〇〇一年三月から全国を対象としてオンライン・オフライン併用によるセットアップ契約の募集を開始しました。展開に対応するため、オンラインセットアップシ展開に対応するため、オンラインセットアップシーを関係を表して、二〇〇一年度に予定されるETCの全国

ットアップ事業の契約申込みに関する問合せ先はORSEのホームページをご覧下さい。なお、セセットアップ事業者の募集に関して、詳しくは

ットアップカードへセットアップ情報を書き



ORSEとセキュリティ発行の流れ 図 5

左記のとおりです。

ORSEセットアップ係 E-MAIL F A X $_{\mathrm{L}}^{\mathrm{T}}$ 0=-〇三一五二二六一 etc_setup@orse.or.jp 五二二六—四四四五 -四六六九

その他

(3)

います。 を促進するため、ORSEは以下の業務を行って 広い意味でのETCの品質を確保し、 その普及

ETCロゴの商標登録

1

ORSEにて商標登録しています。 ETCロゴ(ETC標章の呼称、 図6参照) を

Cロゴ使用規程及びマニュアルを作成しています。 左記のとおりです。 のホームページをご覧下さい。 C関連機器に当ロゴを使用してもらえるよう、ET ETCロゴの使用に関して、 ETCに関わる広告、宣伝等への活用及びET 詳しくはORSE なお、 問合せ先は

企画調查部企画課

 $_{\mathrm{L}}^{\mathrm{T}}$ A X $\frac{9}{1}$ 〇三一五二一六一三八一五 五二二六—四六三三

2

ETC車載器の相互接続性試験

機間の通信の接続性を確認するため、ORSEの管 理を行っています。これは、ETC車載器と路側 対する基本的通信機能を確認するための試験の管 0 RSEでは、ETC車載器の路側無線装置に

> ETC□ゴ 図 6

ます。 理の下で試験を実施するもので、 システムの安全かつ円滑な運用を目指しています。 登録により、 認された機種への確認番号の付与、車載器の型式 五月末現在で、二七型式 (一○社)を登録してい ORSEでは、型式が登録されている車載器に セットアップ情報を発行しています。 車載器の通信性能を確保し、ETC 相互接続性が確

3 RSEホームページをご覧下さい。 詳細は、 ETCシステム用試験鍵等の貸与 本年三月に行いました官報公告及び〇

能の開発又は製造を行う者に対し、 TCカード、車載器、路側機又はセキュリティ機 ORSEでは、ETCシステムに使用されるE 試験鍵等の貸

4 周知広報活動

、窓口:システム部管理課TEL○三―五二一 四六三六)

等の種類を以下に示します。 与を行って おります。 その貸与対象となる試験鍵

ETCカード用試験鍵 車SAM用試験鍵 路SAM用試験鍵

0

セキュリティショ

1

0 出展、

自動認識

イベント展

1000年度は、

沖縄

ITSフェスティバ

ル

2

試験用ETCカード 試験用セットアップカード (試験鍵 (試験:

した。本年度もシーテックジャパン、

セキュ

ーリテ

モーターショー

への展示を行ってい

以下に昨年の展示例を紹介します。

那

協力等、 総合展、 Ŏ,

ETCに関する知識の普及を図ってきま シーテックジャパン等の主催者展示

類を提出ください。 鍵等使用規程に従いシステム部管理課宛に必要書 る試験鍵使用料をお支払い頂きます。 貸与を希望される方は、 なお、 ORSEが定める試験 使用の都度規程に定め 予定です。 イショー、

六 2 0 0 0 Sの導入を県民に広くPRするため、 覇市パレットくもじイベント広場において、 ーションイベント 二〇〇〇年六月四 (写真1) 頁 「沖縄 が開催されました。このイ JH他の後援により、 ITSフェスティ デモンスト I T

ETC車載器相互接続性試験の実施に関する官報公告の概要

1. 試験の管理

試験は、ORSEの管理の下で実施し、ORSEは試験要 領書の制定、試験装置等の管理、試験実施手続き、確認番 号等の付与等を行います。

2. 試験を実施する者

車載器の製造を行おうとする者は、ORSEが定めたET C車載器相互接続性試験実施規程(以下「規程」という。) に定めるところにより試験の実施を申し込むことができま す。

3. 確認番号の付与

試験により相互接続性が確認された機種について、ORS Eは試験実施者の申請に基づき、確認番号を付与します。

4. 試験手数料

規程に定める試験手数料を支払っていただきます。

5. 試験要領書等の閲覧、頒布

規程、試験要領書その他の関係書類をORSEにおいて閲 覧に供します。なお、試験要領書等は有償で頒布する予定 です。

6. 問合わせ先

試験の開始の日時その他試験実施に必要な事項に関する問 い合わせ先は、システム部管理課(TEL03-5216-4636) です。

7. This is the public announcement on the execution of the compatibility confirmation test for the on-board equipment for the electronic toll collection (ETC) system of Japan



沖縄ITSフェステイバル2000のETCブース展 写真2 示風景



写真1 沖縄ITSフェステイバル2000のイベン ト広場風景



第2回自動認識総合展への出展風景

「ITSブース」「VICSブース」

の実物及びETC料金所模型の展示、PRビデオ され、ETC説明パネル、車載器やETCカード ベントでは、 社団法人・日本自動認識システム協会からの依頼 ル、などを展示紹介しました (写真3)。これは の手配、現地での説明を担当しました の放映が盛況に行われました。ORSEは展示物 他に加え、「ETC展示ブース」(写真2)が出展 介パネル、ビデオ、 で開催された第二回自動認識総合展にETCの紹 また、九月六日から三日間、 ETC車載器、ORSEパネ 東京ビックサイト

> により、 せていただいたものです。 主催者展示コーナの一部に小間を設けさ

力しました(写真4)。 SEもETCのパネルやビデオを提供し展示に協 TSのブースが設けられ(ITSプラザ)、OR されたシーテックジャパンに主催者展示としてI さらに、一〇月三日~七日に幕張メッセで開催

ORSE広報

ORSEでは、 ORSEニュースの発行、 ホ |

> 文パンフレットの作成等を実施し、ETC及びO ムページの充実(英語版開設及びセットアップ店 RSEに対する理解の促進に努めています。 の情報掲載)、ORSEパンフレットの改訂、 英

住所、 RSEホームページにてセットアップ店の名称 トアップ店) ETC車載器のセットアップを取扱う店(セッ 連絡先等を公開しております。 をETC利用者に案内するため、

(ORSEホームページhttp://www.orse.or.jp/)



写真4 CEATEC JAPANにてETCの展示

ŀ

・載器の普及促進を図っていきます。

また、



1.What is ETC

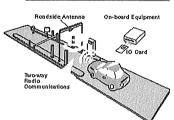
What is the ETC system?

The ETC system, utilizing radio communication between roadside antennas and on-board equipment in vehicles, realizes automatic toll transaction without the need to stop at the toll gate.

- 1-1.What is ETC
- 1-2 Effects of ETC
- 1-3.Technologies Used in ETC
- 1-4.How to Use ETC
- 1-5.Deployment Plan of ETC in Japan

- Configuration of the ETC system

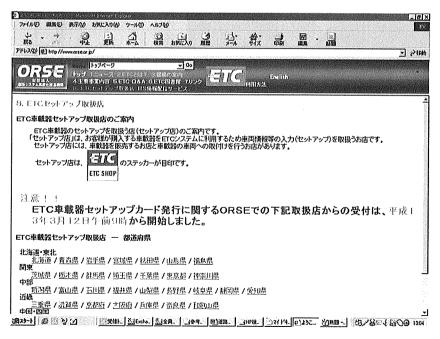
 A 5.8GHz-band active radio communication system is adopted as a DSRC (Dedicated Short Range Communications) system to ensure precise interactive communication
 - A two-piece method using on-board equipment and an IC card is adopted, to cope with future functional development and to allow multi-purpose use of IC cards.



The situation of toll transaction in Japan

There are four major public toll operators and 43 public toll operators in Japan. Toll collection transactions are determined by each toll road operator. workship form his distance that form his continue workship form his working turn classification

図 7 英語版ホームページ



ETC車載器セットアップ取扱店検索ホームページ

を整備 システムによるセットア ETC利用者への 情報 サービスの向 の即時発行体制 上と、

プ情報の発行に務め、

オンラインセッ

-アッ

携を 皆様のご支援をよろしくお願いします。 層密にして、 ETCの普及に努力する所

交通省をはじめ、 有料道路事業者、 関係業界と連

特 集

ETC運用開始と今後の展開

ETCの地下式駐車場への応用について

近畿地方整備局道路部交通対策課

はじめに

道路で、一般の利用者へのサービスが開始されま 成一一、一二年度の二ヶ年に亘り各種の実験を実 で整備した大阪市北区の桜橋駐車場を使用し、平 握し、解決策を検討するために、近畿地方整備局 の地下式駐車場への適用における技術的課題を把 設置位置の制約や、コンクリートによる電波の乱 した。道路事業におけるETCの多目的利用の一 は、平成一三年三月三〇日より千葉地区等の高速 反射等の影響が懸念されます。このようなETC の駐車場とは構造が異なるため、路側アンテナの し、ETCを地下式駐車場に適用する場合、屋外 つとして、駐車場における利用があります。しか ETC(ノンストップ自動料金支払いシステム)

> 動を実証しました。 を検証するとともに、 域通信) 施しました。実験により、ETCのDSRC が実現可能な路側アンテナの設置位置等 DSRCとゲート開放の連 (狭

駐車料金自動支払いシステム

を短縮することができます。また、身障者の中に システムに比べて、入口部及び出口部の通行時間 られます。時間制料金の場合の駐車料金自動支払 のです。従来の発券機と精算機による料金支払い ンバー等を取得するとともに入場時刻等を通知 いシステムは、駐車場の入口部で車両から車両ナ つとして、駐車料金の自動支払いシステムが考え 駐車場におけるETCを利用したシステムの一 出口部で駐車時間に応じた料金を課金するも

> は、 となります。 合、このような身障者の方も駐車場の利用が可能 な人がいます。駐車場でETCが実用化された場 支払いができず、駐車場の利用が実質的に不可能 駐車場の出入口部で駐車券の受取りや料金の 自動車の運転はできるが上肢に障害があるた

示します。 駐車料金自動支払いシステムの構成例を図ーに

地下式駐車場での利用上の課題

課題があり、 TCのDSRCを実現するためには以下のような 地下式駐車場の入口部及び出口部において、 地下式駐車場での実験が必要となり Ε

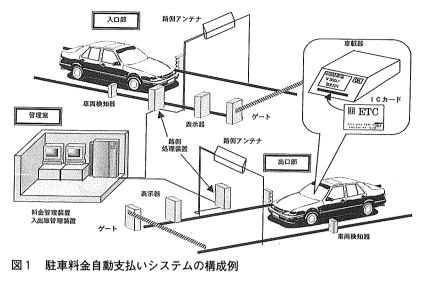
ました。

(1)通信領域の確保

口部では、

路側アンテナからの電波が十分に広が

ながら伝搬していきますが、 とになります。 天井があるため二・ さに設置しますが、 高速道路の料金所では路側アンテナは五 路側アンテナからの電波は広がり 地下式駐車場の出入口部では 五m程度の高さに設置するこ 地下式駐車場の出入 m の 高



地上高 2.4n 駐車場通信領域 ETC通信領域 車線方向 車幅方向 4 m 3 m 車載器高 1 m

図 2 路側アンテナの設置高さ

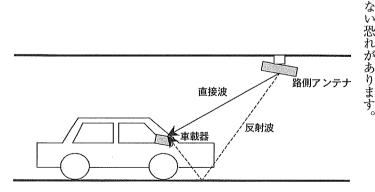


図 3 電波の反射

ては通信が正常に行えない恐れがあります 範囲が狭くなるため、 らない状態で車載器に達し、車載器の受信可能な 車両の走行する位置によっ **図**

電波の反射

(2)

<u>2</u>

対し、 ナから車載器に直接到達する電波以外に、床や壁 高速道路の料金所は周囲が囲まれていないのに で囲まれています。 一般的に地下式駐車場の出入口部はコンク そのため、 路側アンテ

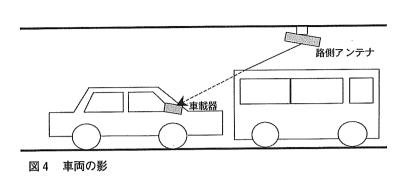
> ります 面等で反射した電波も車載器に到達し、 テナと車載器間で正常な通信ができない恐れがあ (図 3)。

車両の影

(3)

て短く、 ます。それに対し、 しているため、 走行するため、 高速道路の料金所では、 以下のような場合に、 車間距離は高速道路の場合に比べ ある程度の車間距離を確保して 駐車場の出入口部では、 車両は40 正常な通信が行え km 角程度で 徐行

路側アン



場合、 行えない 自動車等、 ワゴン車等、 軽自動車がワゴン車の影になり通信が **図**4。 車体の小さい車両が追従している 車体の大きい車両の後ろに、 軽

通信を行ってしまう恐れがあります。 アンテナからの見通し範囲にあり、両車両と が追従している場合、 車体の小さい車両の後ろに車体の大きな車両 両車両の車載器が路側

四 実験の内容と結果

(1) 電波伝搬実験

あり、 は、 域(路側アンテナと車載器との通信が可能な領域) を搭載した高さ)における路側アンテナからの放 線の中央上部設置し、路面上一m があることがわかりました。 Ļ 射電波の電力分布を測定したところ、通信可能領 有料道路でのETCと同様に路側アンテナを車 車両進行方向・車線幅方向共に約一m程度で 車両の走行によっては正常に通信しない恐れ このままでは車線幅方向の通信領域が不足 (車両に車載器

リアが発生しました。 ン車の天井と入口コンクリートの天井間で多重反 されなかったが、路側アンテナからの電波がワゴ また、三③で記述したような車両の影響は確認 ワゴン車の後方に通信可能な電波強度のエ

の走行位置の最大振れ幅は二・五mであり、 は、 車場の入口部を走行する車両を調査した結果で 通信領域の大きさは、 布を測定しました。路面から一mの高さにおける 領域としては十分なものです。 方向二・五mを確保することができました。 を入口部の天井左端に設置し、放射電波の電力分 このような課題を解決するため、路側アンテナ 走行速度の最高速度は30㎞/h、 車両進行方向一m、 車線幅方向 車線幅 同駐

> ぼす反射波はありませんでした。 また、反射波を測定した結果、 通信に影響を及

が無いことを確認しました。 信電力を測定しましたが、受信電力に大きな変動 さらに、車載器を搭載した車両を速度や走行位 前に車高の高い車両がある場合の後続車両の受

確認しました (図5、写真1・2)。 置を変えて走行し、路側アンテナと車載器との通 信状況をモニターし、 正常に通信が行えることを

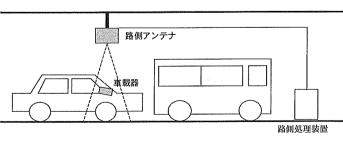


図 5 電波伝搬実験

入口部

出口部において、

路側処理装置とゲ

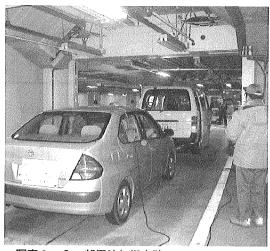


写真2 入口部電波伝搬実験

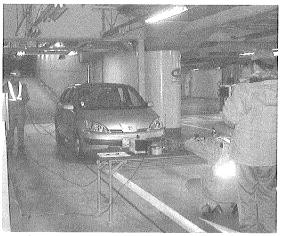
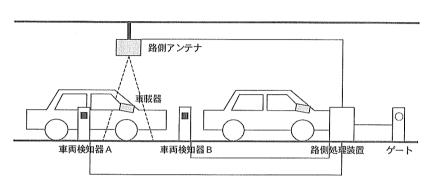


写真1 入口部電波伝搬実験



車両検知器の役割

- ・Aに車両先端が達した時点で電波の放射を開始。
- ・Bに車両先端が達するまでに車から応答があれば、ゲートを開放する。 応答がなければ、ゲートを開放しない。

図 6 入庫実験

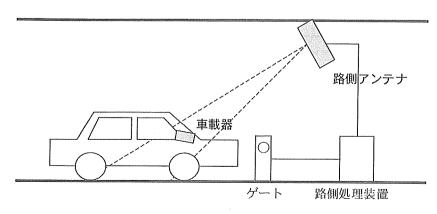


図 7 出庫実験

開放の連動について実験を行いました。 トを接続し、 電波放射の同期、 車載器を搭載した車両が路側アンテナの下を 車両の進行位置と路側アンテナから 及び車載器との通信とゲ 実験のは

真3~5)。

ることを確認しました。 通過して通信が完了すると、 また、実験グループのドライバ ゲートの開放ができ だけでは

信が行えることを確認しています 般の利用者が運転する車両においても正常に通 図6・7、 写

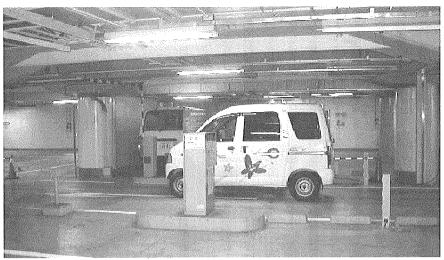


写真3 実証実験

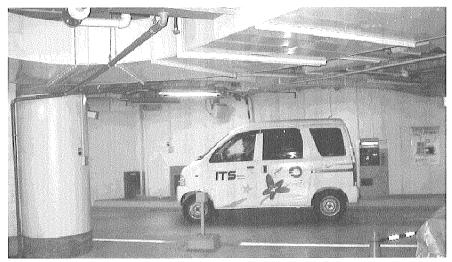


写真4 実証実験



写真5 出庫実験

できました。 ETCが技術的には十分、利用できることが確認 今回の一連の実験で、地下式駐車場においても

早い駐車場ETCの実用化が望まれるところで リーや効率的な駐車場管理の観点からも、 ポット的な駐車場の料金決済に関する検討を実施 今後の課題として線的な有料道路とは異なるス ETCの多目的利用だけではなく、 バリアフ 日も

日本道路公団創立45周年を迎えて

日本道路公団総裁 藤井 治芸

して創立四五周年を迎えました。 JH日本道路公団は、本年四月一六日をもちま

一九五六年に「日本道路公団法」及び現行「道本の我が国は道路整備が著しく遅れていました。「日本の道路は信じがたい程に悪い。工業国としてこれほど完全にその道路網を無視してきた国は日本の他にない…名神高速道路はい。工業国としてこれほど完全にその道路網を無い。工業国としてこれほど完全にその道路網を無いただいたラルフ・J・ワトキンス氏を団長とすいただいたラルフ・J・ワトキンス氏を団長とすいただいたラルフ・J・ワトキンス氏を団長とすいただいたラルフ・J・ワトキンス氏を団長とすいただいたラルフ・J・ワトキンス氏を団長とすいただいたラルフ・J・ワトキンス氏を団長とすいただいたラルフ・ノ・フトンス氏を団長とすいたが、第二次世界大戦前に二、○○○㎞あまりのかに、第二次世界大戦前に二、○○○㎞あまりのかに、第二次世界大戦前に二、○○○㎞あまりのですが国が国を関係を関係しているというである。

通しました。名神高速道路は一九六五年に全線が通しました。名神高速道路以下、 当時、我が国の財政は厳しく、国費のみで早急 という、当公団は、国に代わって全国的な高速道路が国の高速道路整備の幕が開けたのです。このと をから、当公団は、国に代わって全国的な高速道 とされた一九五七年に、当公団に対し名神高速 道路小牧・西宮間の施行命令が出されました。我 が国の高速道路整備の幕が開けたのです。このと きから、当公団は、国に代わって全国的な高速道 とことになります。施行命令の六年後の一 してきたことになります。施行命令の六年後の一 してきたことになります。施行命令の六年後の一 してきたことになります。施行命令の六年後の一 という、当公団は、国に代わって全国的な高速道 という、当公団は、国に代わって全国的な高速道 という、当公団は、国に代わって全国的な高速道 という、当公団は、国に代わって全国的な高速道 という、当公団は、国に代わって全国的な高速道

備を進めているところです。 備を進めているところです。 備を進めているところです。

路の建設面では、技術の粋を結集した世界最長のこの五年ほどを振り返ってみますと、まず、道

京~大阪間が直結され、「東海道メガロポリス」これによって、我が国の政治経済の中心である東開通、一九七○年には東名高速道路全線が開通し、

ومناهو مناهو مناهو مناهو مناهو مناهو مناهو مناهو مناهو مناهو مناهو

まえ、 二〇〇〇年度におけるアクセス数は約七八〇万件 神の着工を行うなど、質の高い道路建設の時代が 海底道路トンネルを有する東京湾アクアラインが 年から)を行っており、 や建設局・管理局の統合による支社化(一九九七 事項として、本社組織のスリム化 (一九九八年) のホームページを一九九五年に開設しましたが、 〇年に千葉・沖縄地区においてモニターによる試 7 にはETC(ノンストップ自動料金支払いシステ 通信システム)を運用開始しました。一九九七年 れます。一九九六年にはVICS(道路交通情報 上させる取組みが多く行われてきたことも挙げら T関連の技術の進歩に伴い、お客様の利便性を向 橋梁の耐震補強を推進しています。このほか、 か、一九九五年に発生した阪神・淡路大震災を踏 面では交通渋滞対策や交通安全対策の推進のほ 始まったといえると思います。一方、道路の保全 一九九七年に開通したほか、一九九六年に第二名 ト縮減も進めてきています。 です。さらには、当公団の経営の合理化に関わる ームページでベスト五に入るアクセス状況だそう となっており、 行運用を行い、本年三月三〇日に両地区において 般サービス運用を開始しました。また、当公団 の小田原厚木道路における試験運用、二〇〇 緊急輸送路としての機能を確保するため、 ある調査によると、公的機関のホ 建設や管理にかかるコス Ι

す。

八二一㎞が開通しています。 しています。一方、一般有料道路におきましては、法定予定路線一一、五二○㎞のうち約六割が完成ける高速道路の開通延長は、六、八五一㎞となり、

名神高速道路が一部開通した一九六三年度の高

管理を実行してきた諸先輩の慧眼に敬服していまき道路の一日当たり利用台数は約一万九、○○○ 古でしたが、当公団が高速道路を着実に開通させ合でしたが、当公団が高速道路を着実に開通させ合でしたが、当公団が高速道路を着実に開通させらにに発う余地もありません。当公団を設立して高また、高速道路が我が国の経済成長を支えたことは疑う余地もありません。当公団を設立して高速道路の整備を進めていくことを立案し、建設・建道路の整備を進めていくことを立案し、建設・建道路の整備を進めていくことを立案し、建設・建道路の一日当たり利用台数は約一万九、○○○ は道路のを構を進めていくことを立案し、建設・

高速道路が開通すると、その沿線地域では、輸高速道路が開通すると、その結果、雇用機会の増大が活性化してきます。その結果、雇用機会の増大が活性化してきます。その結果、雇用機会の増大が活性化してきます。をの結果、雇用機会の増大を所得の増加等がもたらされ、産業の発展や、まちづくり、地域おこし等に重献しています。整備の中心は縦貫道から太平洋と日本海を結ぶ横断道や環状道路へ移ってきていと日本海を結ぶ横断道や環状道路へ移ってきていますが、今後とも高速道路は、ますます物流や人

献できるものであることを確信しています。として、その価値が増大し、皆様の生活向上に貢の流れに貢献し、国民生活に欠かせない社会資本

を促進して参る所存です。
本年は、東京外かく環状道路・首都圏中央連絡
本年は、東京外かく環状道路、三大都市圏を相互に結ぶ第二東名・名神、地域ブロックの循環型ネットワークや空
港・港湾等へのアクセス道路など、新道路整備五港・港湾等へのアクセス道路など、新道路整備五港・港湾等へのアクセス道路など、新道路整備五港・港湾等へのアクセス道路など、新道路等の整備

れます。

(本年は1T新世紀の第一歩としてETCまた、本年は1T新世紀の第一歩としてETCまた、本年は1T新世紀の第一歩としてETC

正のほか、当公団の資金調達手段として新たに 財投機関債(道路債券)を発行していきます。こ れに先立ち、本年四月には米国大手格付け機関二 社から我が国の国債と同格との発行体格付けを取 程しました。これは、当公団の国益上の事業の重 要性、財務基盤の安定性などが正しく評価された 結果と認識しています。同時に、財投機関債の発 結果と認識しています。同時に、財投機関債の発 にもJHの事業運営をより一層理解していた だき、さらに適正な事業運営を進めていく責任を だき、さらに適正な事業運営を進めていく責任を だき、さらに適正な事業運営を進めていく責任を

日本道路公団45年のあゆみ

年	月日	できごと
1956	3月14日	日本道路公団法公布施行。
	4月16日	日本道路公団設立。(本社:東京都港区芝田村町。)東京・名古屋・大阪・福岡に支社設置。西海橋など供用中3道路、京葉道路、関門トンネルなど工事中4道路及び調査中の若戸大橋を国から引き継ぐ。
	5月19日	ワトキンス調査団来日。2ヶ月半にわたり名神高速道路の調査。
1957	4月25日	高速自動車国道法公布施行。
1001	10月 1日	名神高速道路小牧~西宮間施行命令。
1958	3月10日	関門トンネル開通。
1000	10月19日	名神高速道路初の起工式。
1959	10月16日	首都高速道路公団設立(同年6月17日)に伴い業務の一部を同公団に 引き継ぐ。
1960	3月17日	第1次世界銀行借款調印。
1962	5月 9日	中央自動車道東京~富士吉田間施行命令。
	5月30日	東名高速道路東京~静岡間施行命令。
1963	7月16日	名神高速道路栗東〜尼崎間開通。(我が国初の高速道路)
1965	4月22日	東名高速道路全線の起工式。
	7月 1日	名神高速道路小牧~一宮間開通をもって全線開通。
1969	5月26日	東名高速道路大井松田〜御殿場間開通をもって全線開通。
1970	7月 1日	本州四国連絡橋公団設立(同日)に伴い、業務の一部を同公団に引き
		継ぐ。
	9月24日	名古屋道路公社設立(同日)に伴い、業務の一部を同公社に引き継ぐ。
1972	9月26日	道路整備特別措置法施行令一部改正。(高速道路料金プール制導入)
1973	9月 6日	高速道路開通延長1,000kmに達する。
1975	11月25日	本社を千代田区麹町に移転。
1976	12月19日	高速道路開通延長2,000kmに達する。
1982	3月30日	高速道路開通延長3,000kmに達する。
1985	10月 2日	関越自動車道前橋〜湯沢間開通をもって全線開通。(横断道として初 の全線開通、関越トンネル開通。)
1987	3月23日	本社を千代田区霞が関に移転。
	6月30日	第四次全国総合開発計画閣議決定。(14,000kmの高規格幹線道路網)
	7月10日	東京湾アクアライン事業許可。
	10月 1日	国土開発幹線自動車建設法一部改正(11,520kmの高速道路予定路線)
	10月 8日	高速道路開通延長4,000kmに達する。
1000	11月22日	ハイウェイカード販売開始。(12月1日から常磐道において利用可)
1988	3月31日	国道九四フェリーを民間に引き継ぐ(JHの最後のフェリー)
1000	5月27日	東京湾アクアライン起工式。
1990	7月16日	世界銀行の借款完済。(名神高速道路開通後25年)
1991	12月 7日	高速道路開通延長5,000kmに達する。
1994	9月20日	高速道路の償還期間変更認可。(30年→40年となる)
1995	1月17日	阪神・淡路大震災発生、名神高速道路、中国自動車道等に被害。
		ETC共同研究実施。
	7月27日	九州自動車道人吉〜えびの間開通。青森〜鹿児島が首都高速を介し高速道路で結ばれる。
	8月 2日	高速道路開通延長が計画(11,520km)の半分(5,760km)に達する。
1000	12月21日	インターネットによる情報提供開始。(ホームページ開設) 海路なる時報通信システム(VLCCS)選用開始
1996	4月23日 7月 1日	道路交通情報通信システム(VICS)運用開始。
	10月29日	建設局・管理局の統合(支社化)開始(東北、中国支社が最初) 第二名神起工式。
	10月29日	ポー名神起上へ。 高速道路開通延長6,000㎞に達する。
1997	3月31日	- 局迷坦節開迎処長0,000kmに達する。 - ETC試験運用を開始。
ושטו	3月31日 12月18日	EIC試験連用を開始。 東京湾アクアライン開通。
1998	7月 1日	東京得アクトライン開連。 本社組織スリム化
1990	7月 1日 9月 2日	本性組織スリム化 高速自動車国道法等の一部改正(高速自動車国道活用施設の連結及び
1000		利便増進施設の占用導入)
1999	3月31日	料金収入が初めて前年度実績を下回る
2000	4月 2日	高速道路の償還期間変更認可。(40年→45年となる)
2000	4月24日 6月28日	ETC試行運用開始(千葉地区) ETC試行運用開始(沖縄地区)
2001		ETC試行運用開始(沖縄地区) BTC一幹サービス関始(毛葉・油縄地区)
2001	3月30日	ETC一般サービス開始(千葉・沖縄地区)

に完成させることに力を注いでいきたいと考えま ところもあり、こうした質の高い高速道路を早期 や「こだま号」に相当しますが、これからは、 存の高速道路を新幹線にたとえると「ひかり号」 とということになります。「質」については、 申し上げると、「質とコスト」に着目していくこ 一東名など「のぞみ号」に匹敵する道路をつくる 第 既 取り組みたいと考えております。また、全国的な ます。今後とも、これらの課題に取り組みながら、 減のための努力を一層進めていきたいと考えてい 支社化など組織の合理化に努める中で、 ービスエリアにおけるサービス機能の高度化にも れていくこと、さらには、インターチェンジやサ (AHS)等ITSテクノロジーを有効に取り入 コスト縮

と思います。

わりますようお願い申し上げます。

今後とも当公団事業に変らぬご支援ご協力を賜

理ネットワークとしてますます重要性が増すもの

生活ネットワークであるとともに、

さて、今後に向けた高速道路の長期的な課題を

す。また、経路選択に資するETC、

運転支援

連携に努める所存です。 最後になりましたが、二一世紀の高速道路

お客様をより重視したサービスの充実や地域との

は

国土の危機管

新道路整備五箇年計画の進捗状況と 今後の取り組み方針について

道路局企画課道路経済調査室

一 はじめに

一般的に、道路整備には長時間を要するものが一般的に、道路事業においては、五箇年計画を策定し、め、道路事業においては、五箇年計画を策定し、め、道路事業においては、五箇年計画を策定し、か、道路事業においては、五箇年計画を策定しているところである。

目標及び事業量を定めたものである。
度の五箇年間における道路整備に関する中期的な整備五箇年計画は、平成一○年度から平成一四年を成一○年五月二九日に閣議決定された新道路

五箇年計画のうち三箇年が終了する平成一三年三国土交通省道路局と都市・地域整備局は、この

ついて紹介する。 一月に、計画の進捗状況について国民への説明責任 月に、計画の進捗状況と今後の取り組み方針を示すべく「新道路整備五箇年 計画の進捗状況と今後の取り組み方針」を取りま とめた。五箇年計画中に進捗状況を発表するのは 今回が初めてのことである。本稿ではその概要に 今回が初めてのことである。本稿ではその概要に

今後の取り組み方針 新道路整備五箇年計画の進捗状況と

率的・効果的に推進することとしている。「新道な全で活力に満ちた社会・経済・生活を実現するなのに、図1に示す重点施策とこれらに関連するながに、図1に示す重点施策とこれらに関連するながに、図1に示す重点施策と

ついて示している。目標、現在の進捗状況及び今後の取り組み方針に標のうち代表的なものについて、五箇年計画中の針」では、これらの施策に関連する個々の政策目針

改革) 新たな経済構造実現に向けた支援(経済構造

(1) 地域の競争条件確保のための幹線道路網の構築 でた国際競争力の向上や、地域の自立的な発展を じた国際競争力の向上や、地域の自立的な発展を 図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路をは でめとする幹線道路網の構築を図るものである。

高規格幹線道路の供用延長については、目標と

用延長の 方 地 進 域 一歩状況は六四%であり、 高規 风格道 路 0 整備 0 Įλ ては、 順調に

る。

よるも

ぁ

ŋ̈́

発在の

ベ

1 4

スで整備を続け

年度に供

用

、る箇所

が多

V٦ ことに

Ŧ.

筃

年 Ō

計 で

画

0

目

標は 現

概

ね達成される見通し

で れば

ல் 流効率化の支援

整

(2)

Ļ 国 丙

際的な大競争時代が到来

0

物

流

 \Box

ス

に対応した橋梁の補強等を図るほ

か

都

市

7

大

用延長が四 % と 順 心調に進 一%であるの 渉 Ĺ て W は る。 平

する 成

延 長 0 四 %となっ を予定して て r.V るが 事 業 Ó 進 巫 |渉 成

して Và 幹線道 る。 都 現 元在開 圏 V) 今後は、 0 通 路 環状 して 0 縦 大都 0 V `整備率 る路 市 圏 線

状道路の 正備を 整備や地域連携を促進する横断系 層積極的 貫系の路線が中心となって に推進する は 0 0 の内訳に 交通 約 一割である等遅 闬 滑化に資する環 0 V 7 は Ó お 路線 高規 n ŋ

点等 る空 要となっ ピ ŀ 虚備を ク ス 0 の提供が求めら 港 Ó 0 削 形成 推進 相 减 て 港湾 やユ 互. けるとともに、 連 強化 る。 携 1 旷 0) 連絡道 この 機能向 Þ 1 ń 0 いため、 空港、 7 = おり、 1 路 上を支える道路整 などの 複 ・ズに 港湾、 高規格幹線道路等 合 対応 広域物流 整 貫輸送を促 鉄道、 Ū 備 た物 ネッ 車 備 物 両 流 進 が の 流 ŀ +

重 拠 ワ

1) 新たな経済構造実現に向けた支援 (経済構造改革)

(1) 地域の競争条件確保のための幹線道路網の構築

[高規格幹線道路] [地域高規格道路]

 $H9: 7.265 \text{km} \rightarrow H14: 8.626 \text{km}$ $H9: 1,042 \text{km} \rightarrow H14: 1,497 \text{km}$

② 物流効率化の支援

[空港・港湾への連絡率]

H9: 29% → H14: 44%

③ 中心市街地の活性化

[都市の基盤が整備された中心市街地の割合] H9:30% → H14:43%

④ 情報ハイウェイ構築の支援

[情報ハイウェイの整備延長(市町村カバー率)] H9:6.970km (約1割) → H14:23.570km (約5割)

道路交通システムの高度情報化(ITS)の推進 [ETC対応料金所整備率(箇所数)]

H9:0%(0箇所) → H14:900箇所

※計画策定時の目標(約730箇所)をH11に上方修正

2) 活力ある地域づくり・都市づくりの支援 (地域・まち)

都市圏の交通円滑化の推進(渋滞対策)

[渋滞ポイント数] H9:3,200箇所 → H14:2,200箇所

H9: 27% → H14: 42% [環状道路整備率]

② 地域・都市の基盤の形成

 $H9:3,010 \text{km} \rightarrow H14:6,010 \text{km}$

[電線類地中化延長] ③ 地域づくりの支援

[二次生活圏中心都市へ30分で到達できる市町村の割合] H9:53% → H14:57%

3)よりよい生活環境の確保 (くらし・環境)

安全な生活環境の確保

五箇年内に3,200箇所

[事故多発箇所対策数] [幅の広い歩道等]

 $H9:37,000 \text{km} \rightarrow H14:51,500 \text{km}$

良好な環境の保全・形成 [夜間騒音要請限度達成率]

H9:60% → H14:65%

4) 安心して住める国土の実現 (国土保全)

① 道路の管理の充実

道路の防災対策・危機管理の充実

[緊急輸送道路内の耐震橋脚整備率]

H9:58% → H14: 概成

[避難困難地区人口]

H9:532万人 → H14:424万人

図 1 新道路整備五箇年計画における重点施策と五箇年の目標

政策目標と進捗状況

(地域の競争条件確保のための幹線道路網の構築)

五箇年間の目標		H9末 整備状況	H14末 目標	現状 (H12年度末)	五箇年間の目標に 対する進捗率等
		(A)	(B)	(C)	(C-A) / (B-A)
高規	見格幹線道路供用延長	7,265km	8,626km	7,843km	42%
地域高規格道路供用延長		1,042km	1,497km	1,331km	64%
(参考)	高規格幹線道路の 面積カバー率 ^{※1}	67%	82%	74%	54%

※1:1時間以内で高規格幹線道路(のインターチェンジ)に到達できる面積の割合 (離島部除く)

政策日標と進捗状況(物流効率化の支援)

我 2							
五箇年間の目標	H9末 整備状況	H14末 目標	現状 (H12年度末)	五箇年間の目標に 対する進捗率等			
	(A)	(B)	(C)	(C-A) / (B-A)			
空港への連絡率	40%	58%	46%	33%			
港湾への連絡率	25%	38%	32%	54%			
合 計 (空港・港湾への連絡率)	29%	44%	36%	47%			

国際空港・国際港湾との高速道路網との 表 3 アクセス状況(参考)

	アメリカ	欧州 (独・英・仏・伊)	日本
国際空港	98%	72%	46%
国際港湾	93%	93%	33%

- ・対象空港は国際定期便が就航している空港。対象港湾は総 貨物取扱量が欧州については年間1千万トン以上、米・目 本については5百万トン以上の港湾。
- ・対象となる空港・港湾の数:空港26、港湾36 (別記の空港50、 港湾122の内数)

政策目標と進捗状況(中心市街地の活性化)

五箇年間の目標	H9末 整備状況	H14末 目標	現状 (H12年度末)	五箇年間の目標に 対する進捗率等
	(A)	(B)	(C)	(C-A) / (B-A)
都市の基盤が整備された 中心市街地の割合	30%	43%	38%	62%

特定重要港湾のうち、 る。 ŋ のうち、 また、 将来値には今後開港予定の空港を考慮してい 離島に位置するものを除く五○空港であ 対象となる港湾は、 離島に位置するものを除く 全国の重要港湾

するものである。 物流対策など、

物流システム全体の効率化を支援

度末に供用中である全国の公共の用に供する空港

年内 空港へのアクセス道路の整備に関しては、 の目標の三三%であるが、 事業進捗率 五箇 は 五.

合である。

なお、

対象となる空港は、

平成一二年 港湾の割

Cから一○分以内の連絡が可能な空港

道路又はこれらに接続する自動車専用道路等のⅠ

||||港である。

「連絡率」とは、

高規格幹線道路と地域高規格

表2のとおりである。

ここで、

空港

・港湾と

の施策に関連する政策目標とその進捗状況

成できる見込みである。 が見込まれており、 六%であり、 事業中の路線の供用により今後進捗 五箇年計画内の目標はほぼ達

ね順調に進捗している。 また、港湾へのアクセス道路の整備に関しては、

概

図り、 業等を推進し、 化しつつ、 にある (表3) 我が国の連絡率等は欧米と比較して未だ低い水準 的に推進していく必要がある。 物流拠点等の国際交流基盤の整備を重点的、 確保を積極的に支援してきたところであるが、 道路行政においては、 もって、 道路ネットワークと空港、 ため、 空港・港湾への連絡率の向上等を 我が国の物流効率化、 関連機関との連携を一 国際交流インフラ推進事 港湾、 国際競争力 層強 広域

中心市街地の活性化

つ重点的に支援するものである。 車場等の基盤の充実や各種施設の立地を総合的 (3) 心市街地の活性化を推進するため、 道路や 駐 か

街地の割合である。 市街地の活性化のための基盤が整備された中心 心市街地 が整備された中心市街地の割合」とは、 この施策に関連する政策目標とその 中心市街地の活性化を進めるため、 表4のとおりである。ここで、 (約七〇〇地区) に対する道路等の中 「都市の これまで、 全国 進 捗 基 狀 0 中 盤 況 心

成 ○年度に施行された中心市街地活性化法

基盤の整備改善等に資する道路整備や面整備を重 性化のための事業との連携に配慮しつつ、都市の 等の活性化の一体的推進に関する法律)に基づき 点的に進めてきたところである。 市町村が作成する基本計画を踏まえ、商業等の活 (中心市街地における市街地の整備改善及び商業

成される見通しである。 現在のペースで整備を続ければ整備目標は概ね達 の割合については、順調に増加しており、今後も この結果、都市の基盤が整備された中心市街地

を図ってきたところである。 め各種施設整備を一括に採択する統合補助金制度 設、市区町村による基盤整備の統合的な支援のた の創設など、整備対象・整備手法についても拡充 の公共交通機関への支援に重点を置いた制度の創 また、この間、 交通結節点の整備、 路面電車等

性化の総合的な対策を進めていく。 管の施策等とも連携を深めつつ、中心市街地の活 組みを進めるとともに、これまで以上に他省庁所 路空間の再構築・利活用方法等の検討を社会実験 により行うなど、道路整備においても新たな取り 今後は、 地域の多様な活動を支援するための道

情報ハイウェイ構築の支援

築に向け、 目指す政府方針に基づき、 二〇一〇年までに光ファイバー網の全国整備を 民間事業者の光ファイバー網の整備促 高度情報通信社会の構

> 合わせ、 進のため、 情報ハイウェイ構築を支援するものである。 光ファイバー収容空間の整備を推進し、 道路管理用の光ファイバー網の整備に

電線共同溝、共同溝)が整備された主要な幹線道 は、 路の延長である。 ェイの整備延長」とは、 この施策に関連する政策目標とその進捗状況 表5のとおりである。ここで、 収容空間 (情報BOX 「情報ハイウ

倒し的に整備を進めている。 おいても重点的に予算配分を行うことにより、 情報ハイウェイの構築については、 補正予算に

り、 ネット網を構築することが喫緊の課題となってお 目指す」ことが政府の方針として掲げられている。 が五年以内に世界最先端のIT国家となることを 平成一三年一月には「 e-Japan戦略」(平成 ーズが、今後一層高まるものと考えられる。 に対応するものである。このような流れの中で、 IT化が世界規模で一層急速に進展していること 一三年一月IT戦略本部)が決定され、 その実現に向けては、早急に超高速のインター これは、平成一〇年の新計画策定以降、 道路空間に対する民間光ファイバー敷設のニ 「我が国 社会の

ァイバー収容空間の整備・開放を重点的に推進し ークとしての不連続区間の解消を中心とした光フ の整備や電線類の地中化等にあわせて、ネットワ 道路管理者としては、道路管理用光ファイバー

表 5	表5 政策目標と進捗状況(情報ハイウェイ構築の支援)					
五箇年間の目標		H9末 整備状況	H14末 目標	現状 (H12年度末)	五箇年間の目標に 対する進捗率等	
			(B)	(C)	(C-A) / (B-A)	
情報	ハイウェイの整備延長	6,970km	23,570km	21,000km	85%	
(参考)	情報ハイウェイの 市町村カバー率 ^{※ 2}	約1割	約5割	約4割	83%	

※ 2:主要な幹線道路に収容空間(情報BOX、電線共同溝、共同溝)が整備された市町村の割合

化 の連携のもと、システムの本格的な開発や実用 (5) この施策に関連する政策目標とその進捗状況 ITS全体構想に基づき、関係省庁や民間等と 展開を実施するものである。 道路交通システムの高度情報化(-TS)の推進

ていく。

政策目標と進捗状況(道路交通システムの高度情報化(ITS)の推進) 表 6

NATIONAL CONTRACTOR OF THE CON						
五箇年間の目標		H9末 整備状況	H14末 目標	現状 (H12年度末)	五箇年間の目標に 対する進捗率等	
			(B)	(C)	(C - A) / (B - A)	
ETC対応料金所整備率 (箇所数)		0%	主要な個所で 概成(900 ^{※3})	46% (600)	67%	
	VICSサービスの受信 可能都道府県の割合	約2割※4	概成	55% ^{* 5}	45% ^{× 6}	
(参考)	カーナビゲーション の累積出荷台数	280万台	ware	669万台	ALIA	
	VICS車載器の 累積出荷台数 44万台		_	57万台 ^{※ 7}	_	

開始すれば、

平成

兀

年度末には目標が達成され

る見通しである。

この他、

ドライバ

1

0

危険警告や操作支援を

※3:計画策定時(H10)の目標(730箇所)から900箇所に上方修正

ムについて、平成一二年に実証実験を実施し、

実

い交通事故の大幅削減を目指す走行支援システ

化

歩近づいたところである。

渋滞の解消、

安全性の向

Ę

環境負

※4:H9は9都道府県

を

層積極的に推進していく。

※5:現状 (H12年度末) は27都道府県 ※6:高速道路においては100%

> の軽減に加え、 ITSは、

新たな市場の創出などにつ

いて

※ 7 : 現状はH12年12月現在

大いに期待されていることから、

今後ともこれ

図っていくこととしている。 期に発現させるため、 しており、 二年度一年間で一二の県で新たにサービスを開始 な一般道路でサービスを実施しているが、 末現在、 提供を行うVICSについては、 ドライバーへのリアルタイムな道路交通情報 全国の高速道路及び二七都道府県の主 このままのペースでサービスの提供を ETC車載器の普及拡大を 平成一三年三 平成

月

0

政策目標と進捗状況(都市圏の交通円滑化の推進(渋滞対策)) 表 7

五箇年間の目標	H9末 整備状況	H14末 目標	現状 (H12年度末)	五箇年間の目標に 対する進捗率等
	(A)	(B)	(C)	(C-A) / (B-A)
渋滞ポイント数 ^{※ 8}	3,200箇所	2,200箇所	2,600箇所	60%
環状道路整備率※9	27%	42%	33%	40%

※8:「主要渋滞ポイント」とは、以下の定義により抽出された箇所ならびに関連する 箇所をいう

一般道路(DID内):渋滞長が1,000m以上または通過時間が10分以上 一般道路(DID外):渋滞長が500m以上または通過時間が5分以上

高速自動車国道:インターチェンジの出入り口においてボトルネックとなっている 箇所で渋滞回数30回/年以上または平均渋滞長概ね2km以上

首都高速道路・阪神高速道路:平均渋滞長が概ね 4 km以上

※9:三大都市圏を除く県庁所在地あるいは人口10万人以上の都市において、規格の高 い環状道路の総延長に対する供用延長の割合。

路、 主要な箇所」 東名・名神高速道路等、 とは、 首都高速道路、 整備効果の高 阪 公神高 速

料金所を指す。

首都高速道路公団、 料金所整備率」とは、

阪神高速道路公団、 道路四公団

本州四国

0

ETCについては、

平成一

年度の二次補正

(日本道路公団

金支払

V3 . の

できる料金所の整備率である。

あわせて、

料金所渋滞の解消などの整備効果を早

整備を進めている。

今後は、

路側機器の整備に

ETC車載器を搭載した車が停止することなく料 連絡橋公団)の管理する有料道路の料金所のうち、

算等により整備目標を大幅に前倒しして路側機器

は、

表6のとおりである。ここで、「ETC対応

路線 道

> 域 ・まち

2

各都市圏において、 都市圏の交通円滑化の推進 都市規模、 (渋滞対策 交通特性に応じ

(1)

実施するものである

た各種施策を組み合わ

いせて、

総合的な渋滞対策を

は、 表7のとおりである。 の施策に関連する 政 策 目 標

とそ 0 進 捗 |状況 活力ある地域づくり・ 都市づくりの支援 (地

52 道行セ 2001.6

捗率約六○%と順調に進んでいる。 主要渋滞ポイントの解消 和に 0 V ては、

とする延長の四○%であるが、 **五%であり順調に進捗している。** また、これらの交通容量を拡大する施策に加え、 環状道路の整備率については、 事業進捗率は六 供 用延長は目標

圏レベルでの広域パーク・アンド・ライドを進め 動を支援するとともに、 Τ 推進している。 るなど TDM M A (交通混雑マネジメント組織) (交通需要マネジメント) 行政エリアを超えた首都 の設立や活 施策等を

雑度(交通量を一二時間交通容量で除したもの) 状八号線(平成九年に井荻で踏切の立体交差化が 別延長は、 る等の効果が発現しており、 年度にかけて約17 完了)では、 に減少している。 渋滞対策の効果としては、 D I D 走行速度が平成六年度から平成一 km (人口集中地区) / hから約22 km また、 例えば、 の内、 全体的にも混 / hに向上す 東京都の環 外とも

から、 域全体としての平均走行速度については、 間が占めており、 圏 る可能性もある。また、 として全体延長の約七割を混雑度一・○以上の区 しかしながら、 地方都市ともにほぼ横ばいとなっていること 都市圏における渋滞の解消は依然として喫 新たな渋滞ポイントが生じて DID内についてみると、 朝夕の時間帯における地 大都市 依然

緊の課題であるといえる。

進

る交通容量拡大策を一層積極的に推進するととも に向けて、 な交通円滑化対策を一層重点的に推進する。 通需要マネジメント施策等を組み合わせた総合的 このため、 渋滞ポイントにおけるボトルネック対策、 今後は環状道路やバイパスの整備によ 都市圏における渋滞の抜本的 な解消

(2) 地域・都市の基盤の形成

のである。 整備するため、 都市構造を再編しつつ、快適で活力ある都市を 地域・ 都市の基盤の形成を図るも

は、 この施策に関連する政策目 表8のとおりである。 標とそ ò 進 |渉 状

況

進することとし、 幹線道路等についても、 域に加えて、中規模商業系地域や、 これまで主な整備対象としてきた大規模な商業地 新電線類地中化計画が策定されたことを受けて のバリアフリー 電線類の地中化については、 従前の倍のペースで整備を進め 化等を図る観点から積極的に推 都市景観の向上、 平成一 住居系地域の 年三月に 歩行空

間

ていく。

するために、 都市圏交通の円滑化、 推進しており、 を形成するため、主要な幹線道路等を重点に整備を 都市計画道路の整備については、 · 引き続き積極的に推進していく。 順調に進捗しているところである。 中心市街地の活性化等に資 良好な市街地

険

市基盤が貧弱で高度利用の困難な街区や防災上危

な密集市街地が広範に存在していることから、

ているところであるが、

既成市街地においては

備等による市街地の整備については順調に進捗し

地区画整理事業や市街地再開発事業等の

面

土

表 8

五箇年間の目標

電線類地中化延長

都市計画道路整備率

引き続き、

や既成市街地の再生・再構築のための面的な道

都市の活性化に資する拠点市街地の形

政策目標と進捗状況(地域・都市の基盤の形成) 現状 五箇年間の目標に H14末 目標 (H12年度末) 対する進捗率等 (B) (C) (C-A) / (B-A)6,010km 4,600km 53% 60%*10 60% 58%

(参考) 60%**11 良好な市街地の形成率 42% 47% 45% ※10:市街地(市街化区域または用途地域設定区域)における幹線道路の都市計画決定延長に対

H9末

整備状況

(A)

3,010km

55%

する完成延長の割合 ※11:区画整理等により道路交通が適正に分離された市街地の面積の割合

地域づくりの支援

を推進するものである。 携を強化する道路、奥地等産業開発道路等の整備 自立的な地域社会の形成を図るため、 地域の 連

この施策に関連する政策目標とその進捗状 表りのとおりである。

社会の形成を支援する道路整備を積極的に推進し 等のくらしの基礎的サービスの享受を確保してい 予想される中で、医療・福祉、教育・文化、消費 困難になっていることが大きな要因と考えられる。 況の悪化により積極的に道路整備を進めることが これは、整備の主体となる地方公共団体が、財政状 対して四二市町村、率にして四六%と遅れている。 村を五箇年計画内に九一市町村増すという目標に く観点から、 二次生活圏中心都市へ三〇分で到達できる市 少子化、 地域の連携を促進し、 高齢化が急速に進行することが 自立的な地域

よりよい生活環境の確保 (くらし・

安全な生活環境の確保

安全教育の充実など、 加でき、快適に暮らせる生活環境を確保するため、 な施策を推進する。 交差点改良などによる道路交通環境の整備、 道路交通の安全を確保するため、 また、 関係機関が連携した総合的 誰もが安心して社会参 歩道の設置、 交通

表 9 政策目標と	進捗状況	(地域づく	(りの支援)	
五箇年間の目標	H9末 整備状況	H14末 目標	現状 (H12年度末)	五箇年間の目標に 対する進捗率等
	(A)	(B)	(C)	(C-A) / (B-A)
二次生活圈※12中心都	53%	57%	55%	46%
市へ30分で到達できる 市町村の割合	(1,259 市町村)	(1,350 市町村)	(1,301 市町村)	(42市町村 /91市町村)

※12: 半径が概ね 6 km~10km、人口が1万人以上で、高度の買い物ができる商店街、専門 医をもつ病院、高等学校等の広域利用施設を備える圏域

めるものである。 地域と連携して利用しやすい道路空間づくりを進

所」とは、重大事故が平均の三倍以上発生してい は、 る箇所である。 この施策に関連する政策目標とその進捗状況 事故多発箇所対策については、 表10のとおりである。 ここで、 積極的に進めて 「事故多発簡

いるところである。対策が実施された事故多発箇

継続的に推進していく。

表10 政策目標と進捗状況(安全な生活境境の確保)							
五箇年間の目標		H9末 整備状況	H14末 目標	現状 (H12年度末)	五箇年間の目標に 対する進捗率等		
		(A)	(B)	(C)	(C-A) / (B-A)		
事故多発箇所対策数		_	約3,200 箇所	約2,500箇所	78%		
	幅の広い歩道等		51,500km	約46,000km	62%		
(参考)	交通事故による死者数	9,640人	9,000人 以下	9,066人 ※13	e e e e e e e e e e e e e e e e e e e		
	市街地におけるバリア フリー化 (DID内) **14	20地区	3,200地区	約1,600地区	50%		

※13: 平成12年12月末までの年間交通事故死者数

※14:全国14,000地区の市街地のうち、主要ルートで適切な幅員及び段差・傾斜・勾配が確保さ れた歩道等が整備されている地区(1地区概ね1km²)

事

故件数全体については増加傾向にあることから、

事故対策が概成した箇所においても効果の評価を

追加的な対策を講ずるなど交通安全対策を

によっては効果が得られていないものもあり、

ど事故削減効果が発揮されているが、

所においては、

死亡事故件数が約一

一割減少するな 事故の形態

リアフリー化を積極的に推進していく。 等とより一層の連携を図りながら、 ている。また、 ついては進捗がやや遅れているが、平成一二年一 月に施行された交通バリアフリー法を踏まえ 利用者の多い駅周辺等において公共交通機関 の広い歩道等の整備についても計 市街地におけるバリアフリー 歩行空間 画的に進め 化に の

良好な環境の保全・形成

ものである。 踏まえ、環境を重視した道路施策への転換を図る れた中間答申 平成九年六月に道路審議会より建設大臣へなさ 「今後の道路環境施策のあり方」 を

は、 この施策に関連する政策目標とその 表1のとおりである。 進 捗 状

自動車単体対策等関係行政機関が総合的に取り組 厳しい状況にある。 Noともに環境基準を超えるところが多く、 であり、今後も引き続き積極的に事業を推進する。 然として厳しい。騒音対策としては、平成一一年度 や遮音壁の設置等を重点的に実施しているところ 率は約六割であり、幹線道路沿道の騒音状況は依 騒音要請限度達成率は増加しているもの に沿道環境改善事業を創設し、低騒音舗装の敷設 大気質については、大都市圏を中心に、 騒音については、 この対策には、 直轄国道の沿道における夜 発生源である 0 S P 非常に M 間

せるため、

引き続き、

環状道路等幹線道路ネット

向

上により、

SPM及びNが排出

量を同

時に削

減さ

表11 政策目標と進捗状況(良好な環境の保全・形成)							
五箇年間の目標		H9末 整備状況	H14末 目標	現状 (H12年度末)	五箇年間の目標に 対する進捗率等		
		(A)	(B)	(C)	(C-A) / (B-A)		
夜間騒音要請限度達成率※15		60%**16	65%	63% ^{ж17}	60%		
	低騒音舗装	790km	4,190km	3,670km	85%		
(参考)	遮音壁	4,060km	4,790km	4,790km	100%		
	環境施設帯	670km	750km	710km	50%		
	道路緑化 ^{※18}	6,000km	7,200km	6,660km	55%		

※15:①住宅地等を通過する直轄国道約13,000kmのうち沿道の夜間騒音が要請限度まで低減され

②平成10年度に騒音に係る環境基準が改正されたため、新環境基準に対応した

ともに、

地域の町並みや歴史・文化等と調和した

引き続き道路緑化を進めると

いのある道づくりを積極的に推進する。

安心して住める国土の実現

(国土保全

上であることから、

寄与する道路緑化については、未だ目標達成の途

※18: 道路緑化については、DID地区内の完成断面が4車線以上の国道、都道府県道、市町村道 の緑化延長を計上

> 動きを踏まえつつ新たな指標について検討する。 国会に提出中である。今後は、自動車N法改正 自動車Ni法の一部を改正する法律案について通常 動車N法の目標の達成は困難な状況にあり、現在、 窒素環境基準達成率」を設定していた。しかし、

環境負荷を軽減し、

都市内の良好な景観形成に

※16:平成10年度実測値 ※17: 推定値

国は、 (1) 道路の管理の充実

域化、 国 企画· 吸収するとともに、 を把握・分析し、 国道の管理を行いながら、 を進めるものである。 ウー 道を中心として、 立案する役割を担っている。 車両の大型化等を進む中で、 ク <u>の</u> 全体道路ネットワー 体性、 課題解決のために政策・ 管理者相互の一 全体道路ネットワー 効率性を高めるために、 地域の実情、 クの中枢を担う直轄 層の連携強化 全体道路ネッ 道路交通の広 ニーズを クの課題 計画 を

改善に向けた取り組みを進める。 浄化のための新技 負荷の少ない道路利用に向けた取り組みや、 推進する。 ワークの整備や交差点改良等ボトルネック対策を また、 環境ロードプライシング等環境 術の検討など積 極的に沿道環境 大気

む必要があるが、

道路行政としては、

旅行速度の

削

量

から排出される窒素酸化物の特定地域にお

道

路整備

五箇年計画では、

自

動車

NO₃

法

自 がける

動

の削減等に関する特別措置法) による総量

べき大気質対策に対応した指標として「二酸化 |計画に基づき、関係行政機関全体として取り組

自

次12 垣町延及と個米奴						
	H9末 整備状況	H14末 目標	現状 (H12年度末)			
道路延長 (一般市町村道以上)	28万km	32万km	30万km			
橋梁数	約13万橋	約14万橋	約13.5万橋			

致10 政策日1	赤し近沙り		1 4 7 101 30C VO 30C	
五箇年間の目標	H9末 整備状況	H14末 目標	現状 (H12年度末)	五箇年間の目標に 対する進捗率等
	(A)	(B)	(C)	(C-A) / (B-A)
緊急輸送道路内の 耐震橋脚整備率	58%	概成	80%	53%
避難困難地区人口	532万人	424万人	466万人	61%

政策日標と進場状況(道路の防災対策・危機管理の充実)

つつ、 道路サービスを安定的に提供していく。 るものと予想される)。 このため、長寿命化のための技術開発等を進め 道路の維持管理・更新を計画的に実施し、

梁については、二○年後には、経年数五○年を超 来更新期を迎えることが予想される(例えば、 年々増加している (表12)が、その多くは近い

橋

えるものの割合が現在の五%から二九%に増加す

(2) 道路の防災対策・危機管理の充実

道路ストックはこれまでの着実な整備により

路内の耐震橋脚整備率」とは、緊急輸送道路内で は、 災対策、危機管理への対応を強化するものである。 連携した防災管理体制(ソフト面)の両面から、防 設の整備(ハード面)、防災管理の情報化や地域と 達することが困難な地区に居住する人口である。 までの距離が一㎞以上あって、安全に避難地に到 街地の対象人口(二、三〇〇万人)のうち、 施されている橋脚の本数の割合である。また、 耐震補強の必要な橋脚本数のうち、耐震補強が実 全や暮らしの安心を確保するため、災害に強い施 「避難困難地区人口」とは、三大都市圏の密集市 この施策に関連する政策目標とその進捗状況 阪 表13のとおりである。ここで、「緊急輸送道 |神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、 国土の安 避難路

概ね計画の達成が見込まれるペースで進捗してお 定した緊急輸送を確保するためにも、今後、 九〇〇橋脚のうちの約八〇%に相当する四〇、 橋梁や幹線道路上の跨道橋等を中心に、全五〇、 ○○橋脚の整備を完了している。地震直後から安 層積極的に推進していくことが必要である。 特に被災時の影響の大きい都市高速道路上の より 九

する人口については、五箇年計画の期間内におけ

また、安全に避難することが困難な地区に居住

る目標である一〇八万人の削減に対し、

平成一二

る。 の福祉活動を支える道路の整備を推進する。 を達成しているところであり、 年度末までに約六六万人の削減 今後は、 引き続き、災害時の救済活動や常時 順調に進捗してい (進捗率六一 %

おわりに

画を策定するプロセスのうち早い段階から市民 事業遅延による損失評価等により時間管理の概念 に移行することにより評価システム充実を図 要がある。また、個別事業については、 ジメントサイクルに組み込み、政策の意図と実施 路政策のマネジメントサイクルを確立するととも 立案→実施→評価→改善(企画立案)」という道 率的な質の高い行政を展開していくため、「企画 ればならない。 透明性の向上を求める国民の声に答えていかなけ 理解を得ていくことにより、事業の効果や効率性、 による効果の早期発現を目指す。また、事業の計 めの制度整備や新技術の活用等と併せて道路事業 を導入するほか、 的に運用している新規採択時評価や再評価に続 値の把握や客観的なサービス指標の設定等をマネ これからの道路政策においては、 現在試行している事後評価を早期に本格運用 顧客満足度(CS)調査による実現すべき価 結果を国民に対して明確に説明していく必 用地買収の促進、工期短縮のた 国民本位で効 既に本格

緊急輸送道路内の耐震橋脚の整備については

道路構造令の一 部を改正する政令について

道路局路政課

はじめに

七十号)。 四月二〇日閣議決定された(平成十三年政令第百四月二〇日閣議決定された(平成十三年政令第五世

りどころとなっている。同時に、土地収用法に基づく道路の事業認定のより、すべての道路管理者が守るべき基準であるとり、すべての道路管理者が守るべき基準であるとは、道路整備の基本となる基準を定めた政令であ

べていきたい。 本号では、今回の改正の経緯、概要について述

二経緯

これまでの道路構造令では、自動車の交通量を

本(自動車中心の考え方)が、交通事故増加の現た(自動車中心の考え方)が、交通事故増加の現た(自動車中心の考え方)が、交通事故増加の現に、道路の利用体系を地球環境への負担の少ないに、道路の利用体系を地球環境への負担の少ないに、道路のの無体系を地球環境への負担の少ないものとするため、自動車に加えて、歩行者、自転車、緑のための空間を構成要素とした道路構造への転換を図り、より質の高い道路空間を実現することが求められた。

三概要

軌道敷・交通島に関する規定の新設等

改正の背景

どの箇所で十分な道路幅員が確保されていないこ我が国で路面電車を導入している場合、ほとん

なっている。 錯綜し、安全かつ円滑な交通の確保の上で問題ととから、路面電車と自動車交通が同一の空間内で

する危険性が高く、これを改善することが求めらったりするため、乗降する歩行者と自動車が接触場は、狭小であったり、白線による表示のみであまた、乗合自動車の停留所又は路面電車の停留

② 改正のポイント

れている。

- るため、必要に応じ、乗合自動車・路面電車② 乗合自動車・路面電車の乗降者の安全を図

二条第十三号及び第三十一条の三 の停留場に交通島を設けるものとする。 (第

2 自転車道、 自転車歩行者道及び歩道の設置要

改正の背景

件等の変更

転 車・ リアフリー化の要請、CJ排出量の削減のための自 人と自転車の接触等による交通事故の増加、 徒歩への転換の推進の要請が高まってい バ

(2) 改正のポイント

る。

(自転車道)

- 1 とする。 は第四種の道路には、自転車道を設けるもの 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又 (第十条第一項
- 2 項 自転車道を設けるものとする。(第十条第二 通行を分離する必要がある場合においては、 安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の は第四種の道路 自動車及び歩行者の交通量が多い第三種又 (①の道路を除く。)には、

〈自転車歩行者道

1 道路 る。 原則として自転車歩行者道を設けるものとす 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の (第十条の二第一項) (自転車道を設ける道路を除く。)には、

> 2 のとする。 他の道路にあっては三メートル以上とするも が多い道路にあっては四メートル以上、その 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量 (第十条の二第二項

(歩道)

1 を除く。)には、歩道を設けるものとする。 く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路 歩行者の交通量が多い第三種 (第五級を除

(第十一条第一項

2

路にあつては二メートル以上とするものとす にあつては三・五メートル以上、その他の道 る。 歩道の幅員は、 (第十一条第三項 歩行者の交通量が多い道路

歩道等の施設設置後の残存幅員の確保

3

(1) 改正の背景

ており、その結果、昇降口を除いた残存の幅員と 以上が歩道又は自転車歩行者道上に設置されてき については、これまで、直轄区間でいえば九○% 六%にも上っており、歩行者等の通行に支障を来 されていない歩道(自転車歩行者道を含む)が四 して構造令上の歩道の最低幅員である二mが確保 しているため、改善が求められている。 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口

(2) 改正のポイント

横断歩道橋又は地下横断歩道を設ける自転車歩

加えるものとする。 行者道及び歩道の幅員については、三メートルを (第十条の二第三項及び第十

一条第四項

4 植樹帯の設置要件の見直し

(1) 改正の背景

が強く要請される中で、 音の沿道環境は依然厳しい状況にあり、その改善 生活環境の保全や地球環境問題に対する取組み 我が国における大気や騒

(2) 改正のポイント

が進んでいない。

十一条の四第一項 路についても、 第四種第一級の道路に加え、第四種第二級の道 植樹帯を設けるものとする。 第

5 に関する規定の新設 舗装の構造基準の性能規定化及び透水性舗装

(1) 改正の背景

ングブロック舗装等の多様な材質を使用した舗装 舗装技術の進展により、近年、インターロッキ

路が河川化し、 に配慮した舗装の整備に対する要請が年々高くな が可能となってきている。 とに起因して、 ってきており、さらに、雨が地面に浸透しないこ また、都市部においては、道路交通騒音の減少 ①降雨量が極めて大きい場合に道 市街地において強い勢いをもった 58

害が発生していることから、これを除去するため、 道路の構造面においても対応が求められている。 ヒートアイランド現象を生じさせている、との弊 水流が発生する、 ②地区全体の温度の上昇を招く

改正のポイント

1 予定。)に適合する構造とするものとする。 保することができるものとして国土交通省令 勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確 自動車の輪荷重の基準を四十九キロニュート に定める基準(注:平成十三年六月中に公布 ンとし、仕様規定を廃止し、計画交通量等を 第二十三条第二項 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる

- (2) るものとする。 音の発生を減少させることができる構造とす 路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒 は、 て必要がある場合においては、雨水を道路の 第四種の道路(トンネルを除く。)の舗装 当該道路の存する地域等の状況を勘案し (第二十三条第三項
- 3 場合においては、 小することができるものとする。(第二十四 象状況等を勘案して路面の排水に支障がない ②に規定する構造の舗装道にあっては、 横断勾配を付さず、又は縮 気

6 歩車共存道路の構造の新設

(1) 改正の背景

安心な歩行空間の確保が課題である。 ような生活道路における歩行者にとっての安全・ が相当の速度で通行することが多い。今後、 通過交通の用に供されていることも多く、 ような地区においては、いわゆる「抜け道」 使われる道路である。ところが、区画整理された の住民にとって、日常生活において様々な目的で 第三種第五級及び第四種第四級の道路は、 自動車 この 的に 近隣

(2) 改正のポイント

る。 車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとす これに接続する路肩の路面に凸部を設置し、 を確保する必要がある場合においては、車道及び 動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行 る者の利用に供する第三種第五級の道路には、 第四種第四級の道路又は主として近隣に居住す (第三十一条の二) 又は 自

7 その他

がある。 理 三条第二項、 上記1~6の他、 (第三十六条~第三十八条)による所要の改正 第三十五条第二項)、 国際単位系への移行 特例規定の整 第二十

四 終わりに

等の幅員の見直し等が望まれるところである。 市空間を創造する契機となることを切に願ってい 良く配置され、 幅員の拡幅や既存の道路空間における歩道や車道 用者のニーズ等の諸事情を勘案し、必要に応じ、 後の道路の交通の状況、土地利用の動向、道路利 後の基準が直ちに適用されるものではないが、 また、既に改築の終わった道路については、改正 題はないし、むしろ、そうすることが望まれる。 であるため、道路管理者の判断で道路構造令に定 める基準以上のよりよい道路を作ることは何ら問 くまで道路の新設、改築における最低の技術基準 緯・概要について述べてきた。道路構造令は、 以上、 今回の改正が、 道路構造令の一部を改正する政令の 安全で快適な、 道路を構成する要素がバランス 緑豊かで美しい都 経

(自転車道)	自助車及び自転車の交通量が多ハ第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に車道)	第十条 自動 (自転車道)
	線	複
	線	単
	単線又は複線の別 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	単線マ
		るものとする。
	第九条の二 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とす (軌道敷)	第九条の二(軌道敷)
	できる。	することができる。
ない場合においては、三メートルとすることができる。	ない場合又は第三十一条の二の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、三メートルと	ない場合又は
当該道路の計画交通量がきわめて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得	当該道路の計画交通量がきわめて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得	当該道路の計
5 第三種第五級又は第四種第四級の道路の車道の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、	第三種第五級又は第四種第四級の道路の車道の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、	5 第三種第三
2~4 (略)		2~4 (略)
第五条 (略)		第五条 (略)
(車線等)		(車線等)
十五~十九 (略)	(路)	十五~十九
	いう。	るものをいう。
路肩、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路に設けられるものをいう。	央帯、路肩、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路に設けられ	者道、中央帯、
十四 路上施設 道路の附属物(共同溝を除く。)で歩道、自転車道、自転車歩行者道、中央帯、	施設 道路の附属物(共同溝及び電線共同溝を除く。)で歩道、自転車道、自転車歩行	十四 路上施設
		所、路面雲
車道の分	軍	しくは路声
十三 交通島 車両の安全かつ円滑な通行を確保し、又は歩行者の横断の安全を図るために、交	鳥 車両の安全かつ円滑な通行を確保し、又は横断する歩行者若しくは乗合自動車若	十三 交通島
	をいう。 三号に規定する路面電車をいう。以下同じ。) の通行の用に供することを目的とする道路の部分 三号に規定する路面電車をいう。以下同じ。) の通行の用に供することを目的とする道路の部分	をいう。三号に規定
	軌道敷 専ら路面電車(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十	十二の二
一~十二 (略)	(略)	-
よる。		よる。
第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに	第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに	第二条 この政
(用語の定義)	赛)	(用語の定義)
現行	改正案	

この限りでない。
この限りでない。

3~5 (略)

(自転車歩行者道)

りやむを得ない場合においては、この限りでない。自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によ第十条の二 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、

路にあつては三メートル以上とするものとする。
自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては四メートル以上、その他の道

2 |

ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。第十条 自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、安全かつ円滑な交通を確保するため

道行セ

2001.6

61

2 | 4 |

(自転車歩行者道

によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 安全かつ円滑な交通を確保するため自転車及び歩行者の通行を分離する必要がある場合において安全かつ円滑な交通を確保するため自転車及び歩行者の通行を分離する必要がある場合においてによりやむを得ない場合においては、この限りでない。

表の自転車歩行者道の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。げる値以上とするものとする。ただし、自転車及び歩行者の交通量が少ない箇所については、同自転車歩行者道の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の自転車歩行者道の幅員の欄の上欄に掲

	第四種	;]		第二	Z
第四級	第 三級	第 温	第一級	種	分
121		<u>po</u>		111	自転車歩行者道の幅員(単位 メートル)

あつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。ルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路に五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メート掲げる値にベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項の表の自転車歩行者道の幅員の欄に

。 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転 車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては 一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、並木を設ける場合にあつては 一トルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道 ルートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道 あートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道 あいる。

4 (略)

4

(略

第十一条 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、 量が多い第三種 第四種(第四級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通 (第五級を除く。) の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。) 又は自転車道

2 には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合には、歩道を設けるものとする。 し、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 第三種又は第四種第四級の道路 (自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。) ただ

2

3 つては二メートル以上とするものとする 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあ

3 |

第十一条 第四種 (第四級を除く。) の道路 (自転車歩行者道を設ける道路を除く。) 又は自転車道 を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

りでない。 級の道路には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるも のとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限 自転車道又は自転車歩行者道(以下「自転車道等」という。)を設けない第三種又は第四種第四

る値まで縮小することができる。 とする。ただし、 歩道の幅員は、 道路の区分に応じ、次の表の歩道の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするもの 歩行者の交通量が少ない箇所については、同表の歩道の幅員の欄の下欄に掲げ

	第四租	lan regulation		第一	X
第四級	第三級	第二級	第一級	五	分
		=:	二・七五	=1	歩道の幅員(単位 メートル)

設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては○・五メートルを加えて同項の規定 その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況 屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを 路上施設を設ける歩道の幅員については、前項の表の歩道の幅員の欄に掲げる値にベンチの上

(略)

(植樹帯

必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを 第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、 第十一条の四 じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場 合においては、この限りでない。 第四種第一級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応

2 { 4

(略)

(略

得ない場合においては、この限りでない。

第十一条の四

場合においては、この限りでない。

他の場合にあつては○・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種 並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その 道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、

横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩

4

第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない

(建築限界

転車道等」という。) にあつては第二図に示すところによるものとする。 第十二条 建築限界は、車道にあつては第一図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道 (以下「自

(舗装) (舗装) により設けられる屈曲部については、この限りでない。 により設けられる屈曲部については、この限りでない。 以下同じ。)又は第三十一条の二の規定しめるために車道の屈曲部に設けられる一定区間をいう。以下同じ。)

(Altrain)

第十四条

車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間

(車両の走行を円滑なら

(車道の屈曲部)

第二十三条(略)

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を四十九キロニュートンとし、2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輸荷重の基準を四十九キロニュートンとし、

3 第四種の道路(トンネルを除く。)の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動3 第四種の道路(トンネルを除く。)の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動

除き、路面の種類に応じ、次の表の下欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。第二十四条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を

そ の 他	前条第二項に規定する基準に適合する舗装道	路面の種類
五以下	一·五以上	横断勾配(単位 パーセント)

2 (略)

がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。 | 前条第三項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障

第三十一条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、さく、照明施

(建築限界)

第十二条 建築限界は、車道にあつては第一図、歩道及び自転車道等にあつては第二図に示すとこ第十二条 建築限界は、車道にあつては第一図、歩道及び自転車道等にあつては第二図に示すとこ

(車道の屈曲部)

い。 はめるために車道の屈曲部に設けられる一定区間をいう。以下同じ。)については、この限りでならめるために車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走行を円滑なら

前本(c)

第二十三条 (略)

荷重は、五トンを基準とするものとする。セメント・コンクリート舗装の設計に用いる自動車の輪

3 |

(横断勾配)

除き、路面の種類に応じ、次の表の下欄に掲げる値を標準として横断勾配を附するものとする。第二十四条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩には、片勾配を附する場合を

その他	アスフアルト・コンクリート舗装道及び	路面の種類
五以下上	一・五以上	横断勾配(単位 パーセント)

2 (略)

(交通安全施設)

第三十一条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋(地下横断歩道を

63

ものとする。 設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設ける

(凸部、狭窄部等)

第三十一条の二 を設けるものとする。 いては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部 の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合にお 第四種第四級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第三十一条の三 自転車道、 車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。 自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電

(橋、高架の道路等

第三十五条

2 の自動車の交通の状況を勘案して、安全な交通を確保することができる構造とするものとする。 四十五キロニュートンとし、当該橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路における大型 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、その設計に用いる設計自動車荷重を二百

(附帯工事等の特例

第三十六条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関 定による基準によらないことができる。 三条を除く。)による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規 前条までの規定(第八条、第十三条、第十四条、第二十四条、第二十六条、第三十一条、第三十 する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第四条から

(区分が変更する道路の特例

第三十七条 一般国道の区域を変更し、当該変更に係る部分を都道府県道若しくは市町村道とする 条の二の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。 第二十条、第二十二条第二項、第二十三条第三項、第二十七条第三項、第三十条並びに第三十一 四項、第十一条の四第一項、 項まで、第八項及び第十項、第九条第一項、第十条の二第三項、第十一条第一項、第二項及び第 こととなるときは、第四条、第五条、第六条第一項、第三項及び第五項、第八条第二項から第五 る場合において、当該部分を当該他の道路とすることにより第三条の規定による区分が変更する 計画がある場合又は都道府県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画があ 第十二条、第十三条第一項、第十六条、第十七条、第十八条第一項、

(小区間改築の場合の特例

第三十八条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項 に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第五条、

> 含む。)、さく、 で定めるものを設けるものとする。 照明施設、視線誘導標、 緊急連絡施設その他これらに類する施設で国土交通省令

高架の道路等

第三十五条 (略)

2 の状況を勘案して、安全な交通を確保することができる構造とするものとする。 五トンとし、当該橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路における大型の自動車の交通 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、その設計に用いる設計自動車荷重を二十

(附帯工事等の特例

第三十六条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関 ときは、これらの規定による基準によらないことができる。 三十一条及び第三十三条を除く。)による基準をそのまま適用することが適当でないと認められる 前条までの規定(第八条、第十三条、第十四条、第十八条第二項、 する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、 第二十四条、第二十六条、第

(区分が変更する道路の特例

第三十七条 一般国道の区域を変更し、当該変更に係る部分を都道府県道若しくは市町村道とする 第一項、第二十条、第二十二条第二項、第二十七条第三項並びに第三十条の規定の適用について 第十一条、第十一条の三第一項、第十二条、第十三条、第一項、第十六条、第十七条、第十八条 第二項から第五項まで、第七項、第八項及び第十項、第九条第一項、第十条第一項、第十条の二、 こととなるときは、第四条、第五条、第六条第一項、第三項及び第五項、第七条第一項、 る場合において、当該部分を当該他の道路とすることにより第三条の規定による区分が変更する 計画がある場合又は都道府県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画があ 当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例

第三十八条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合 (次項 に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第五条、

61

規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による二条まで、第二十三条第三項並びに第二十五条の規定による基準に適合していないためこれらの及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十一条の四第二項及び第三項、第十五条から第二十第六条第三項から第五項まで、第七条、第九条、第九条の二、第十条第三項、第十条の二第二項

基準によらないことができる。

いと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でな第十一条第三項及び第四項、第十一条の三、第十五条から第二十二条まで並びに第二十五条の規第六条第三項から第五項まで、第七条、第九条、第十条第二項、第十条の二第二項及び第三項、第六条第三項、第十条の二第二項及び第三項、第六条第三項、第十条の二第二項及び第三項、第六条第三項、第十条の二第二項及び第三項、第六条第三項、第十条の二第二項及び第三項、第六条

式的な改正を行っている。※ 今回閣議決定された「道路構造令の一部を改正する政令」の附則で以下の形

附則

第一条・第二条 (略)

(道路法施行令の一部改正)

ように改正する。第三条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次の第三条

第三十四条の二の三第一項第三号中「及び第三項」を削る。

(道路整備緊急措置法施行令の一部改正)

を次のように改正する。第四条 道路整備緊急措置法施行令(昭和三十四年政令第十七号)の一部

第二条第一項第四号中「及び第三項」を測る。

(車両制限令の一部改正)

第五条 車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)の一部を次のよ

うに改正する。

限る。)」に改め、「又はこれと同等の強度を有する舗装」を削る。第七条第一項中「及び第三項の基準」を「の基準(強度に係るものに

(奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令の一部改正

第四条第三号中「及び第三項」を削る。

(新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律

第七条 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する

施行令の一部改正)

法律施行令(昭和四十五年政令第二十八号)の一部を次のように改正す

る。

第一条第三号中「及び第三項」を削る。

大深度地下の公共的使用に関する 特別措置法の施行について

都市・ 地域整備局企画課大深度地下利用企画室

はじめに

本年四月一日から施行されました。 地下の公共的使用に関する特別措置法」が成立し、 検討が始まってから一二年、昨年五月に「大深度 昭和六三年に大深度地下利用に関する本格的な

の手続を定めたものです。 度地下」について、原則として事前の補償を行う ことなく、公共的な目的のために使用できる特別 この法律は、通常利用されることのない「大深

す。 のインフラ整備に大きく資するものと考えられま 摘されていますが、この法律により、大深度地下 については、円滑な事業実施が可能となり、都市 昨今、公共用地の取得に関する様々な問題が指

「大深度地下の公共的使用に関する特別 措置法」の概要

地下の適正かつ合理的な利用を図ること」の大き 構成されています。 的な利用を確保するための措置を定める部分から く二つの内容を目的としており、大深度地下利用 の権利調整のルールを定める部分と適正かつ合理 この法律は、「事業の円滑な遂行」と「大深度

ます。 を取得するための手続き等について簡単に紹介し 以下、大深度地下の定義、大深度地下の使用権

資料については、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp) の都市・地域整備関係 なお、法律の全文等大深度地下使用法に関する

インフォメーションのページから入手できます。

大深度地下の定義

できる地盤、いわゆる支持層の上面から政令で定 さとして政令で定める深さ(地表から四○m)、 の地下室の用に通常供されることがない地下の深 又は、通常の建築物の基礎ぐいを支持することが める距離(一〇m)を加えた深さのうち、いずれ 本法においては、「大深度地下」とは、 建築物

層の深さにより決定されます。 支えることができる堅く締まった地層である支持 か深い方の地下としています。 い地下のことであり、その深さは、超高層ビルを つまり、大深度地下は少なくとも四○mより深

支持層が、地下三〇mより浅い場合は、 地下四

合は、 地下三〇 0 の空間が大深度地下となります の地質調査により、 実際の事業実施に当たっては、 mより下の空間が大深度地下であり、 五〇mに一〇mを加えた、 mより深い場合、 事業者が大深度地下の 例えば地下五〇 地下六〇 ボーリング調査 図1。 支持層が m m 深さ の場 より

す。 を特定した上で使用認可申請を行うことになりま

大部分の地下室がおさまる 深さ(25m) 热表 1115 40m 地下室 地下室 支持層 基礎杭 支持層上面 大深度地下 離隔距離 10m 大深度地下 地下室の建設のための利用が通常 行われない深さ (地下40m以深) 建築物の基礎の設置のための利用 が通常行われない深さ (支持層上面から10m以深) いずれか深い方から下の空間が大深度地下

図 1 大深度地下の定義

ます。 等公共の 路法による道路)、 土地利用の状況等を勘案し政令で定める対象地域 (首都圏 利益となる一定の事業について講じら 近畿圏、 中部圏) 河川、 鉄道、 において、 通信、 道路 上下水道 (道 ñ

3 大深度地下の適正かつ合理的な利用の確保

ため、 大深度地下の適正かつ合理的な利用を確保する (1)から(3)の仕組みを設けています

(1) 大深度地下使用基本方針の策定

2

対象地域及び

対象事業

の法律による特別の措置は、

Î

の集中度、

<u>2</u> 深度 浸水等)、 置・利用の基本的考え方、大深度地下使用協議会 に関する基本的な事項 の方策)、 利益となる事業の内容、 事業の円滑な遂行に関する基本的な事項 地下の使用に際し配慮すべき事項等を記載した大 宷 認 活用等)、 \mathbb{E} は、 《地下の公共的使用に関する基本方針を定め 可 三年四月 ①大深度地下における公共の利益となる 「当たっての適合要件としています ②大深度地下の適正かつ合理的な利用 環境の保全 ③安全の確保 二日閣議決定)、 (地下水等) (大深度地下空間 事業の円滑な遂行のため (火災・爆発、 大深度地下使用 その他大深度 の施設配 (公共の 地 震、 **図**

(2)大深度地下使用協議会の設置

国 [の関係行政機関 法律の対象地域ごとに、必要な協議を行うため (国土交通省、 対象事業所管省

> 構想・ 广、 織する大深度地下使用協議会を設置しています。 業区域の調整等の事業間調整に関する協議 大深度地下使用協議会では、 安全・環境等所管省庁) 協議会の運営については、 計画に関する情報交換や事業の共同化、 と関係都道府県で組 大深度地下使用 地 方整備局が担当 を

事前の事業間調整

(3)

します

者は、 めなければなりません。 事業の共同化、 大深度地下の使用の認可を受けようとする事業 縦覧を行い、他の事業者からの申出に応じて、 申請に先立って、 事業区域の調整等必要な調整に努 事業概要書の送付及び

(4) 使用の認可のための手続

使用 きは、 等所要の手続を経て、 人の意見書の提出、 仓 な事業等の場合) 国土交通大臣 は、 の認可を行うことができることとします。 使用認可申請書の公告及び縦覧、 事業者から使用 (複数の都道府県にわたる広域 又は都道府県知事 関係行政機関の意見書の提出 認可要件を満たす場合に、 の認可の申請があったと (その他 利害関係 0 的

大臣経由で行うことにしていますが、 いては、 ①高速自動車国道:道路局高速国道 請書を提出することになります。 お、 国土交通大臣に対する申請は、 以下のとおり事業概要書又は使用認 課 道路事業に 事業所管 使用認可の ⑤事業主体未定のもの 標準処理期間については、 道路 局企画課 使用申

請

2

般 国 道

道路

③都道府県道: ④有料道路

道路局 局国

地

方道

環境課

(5)

補償手続 申請書

0

0

提

出

か

ら六か月として

・ます

(高速自動車国道を除く。)

道路局有料道路

課

に補償を行うことなく使用権を設定することと す 業のために使用権を設定しても、 大深度地下に 、き損失が発生しないと考えられるため、 つ ては、 公益性を有 通常は、 する 補償 事 定 前

は、

事前に補償をした後で、

その事業区域

0) 明 渡

しを受けることになります

図 3

合には、 ます。 『事業者に対して請求を行うこととします。 事業区域に井 使用権設定後 外的に補償すべ 戸等の 年以内に土地所有者等か き具体的な損失がある場 既存物件がある場

大深度地下の公共的使用に関する基本方針概要

[基本方針] :大深度地下の使用認可の適合要件となるとともに、国の政策の方向性を示すもの

I 大深度地下における公共の利益となる事業の円滑な遂行に関する基本的な事項

- 1. 公共の利益となる事業について
 - ・権利調整期間の短縮、合理的なルート選択等、社会資本の効率的・効果的整備に資するもの。
 - ・地上にある施設を地下化することにより、地上に緑・せせらぎを取り戻す等質の高い都市空 間の実現に資するもの。
- 2. 事業の円滑な遂行のための方策
 - ・事業の構想・計画段階から、事業者は情報の公開を行い、具体化した段階では住民への周知・ 説明に努める等説明責任を果たす。
 - ・地上とのアクセスが必要な事業については、地上・浅深度地下の施設管理者と十分調整を図る。 ・必要に応じ、土地収用制度・都市計画制度の活用・連携を図る。
- ・井戸枯れ等の損害賠償、事業終了後の原状回復等への適切な対応を行う。

Ⅱ大深度地下の適正かつ合理的な利用に関する基本的な事項

- 1. 大深度地下空間の利用調整
 - ・同一方向に向けて整備される施設ごとに、利用深度を定めて空間を整序する。
 - ・有人施設等については、可能な限り上部に配置する。
 - ・大規模な地上とのアクセス部分は、可能な限り、空間確保が比較的容易な公共用地付近の大
 - ・共同化について、費用負担、維持管理の問題を配慮しつつ、事業間の調整を行っていく。
 - ・大深度地下使用協議会を活用して、事業構想段階から利用調整を実施し、調整を経た上で使 用認可申請を行う。
 - ・大深度地下使用協議会の運営は、地方整備局(関東・近畿・中部)が担当。
- 2. 既存の施設等の構造等に支障が生じるおそれがある場合の措置
 - ・近接している施設の構造や機能に支障が生じるおそれがある場合には、大深度地下使用協議 会の活用等により、適切な処置を講じる。

Ⅲ 安全の確保、環境の保全その他大深度地下の公共的使用に際し配慮すべき事項

- 1. 安全の確保
 - ・(1)火災・爆発、(2)地震、(3)浸水、(4)停電、(5)救急・救助活動、(6)犯罪防止等について十分な 対策を講ずる。
- 2. 環境の保全
 - ・(1)地下水位・水圧低下による取水障害・地盤沈下、地下水の流動阻害、地下の水質、(2)地盤 変位、(3)地層の化学反応、(4)掘削土の処理等

の問題を踏まえた環境影響評価手続を実施する。

- ・環境影響評価手続の対象とならない事業についても、適切な環境対策を実施する。
- ・モニタリングの実施等、環境への影響の発生を早期に発見する方策を講じる。
- 3. バリアフリー化の推進・アメニティーの向上
 - ・エレベーター・エスカレーターの設置の他、人的協力等のソフト面での対策を含めた総合的 なバリアフリー化を推進する。
 - ・熱、空気、光等内部環境を適切に管理し、快適で安心できる内部環境を創出する。
- 4. 安全・環境情報等の収集・活用
 - ・国、地方公共団体、事業者が連携して、安全・環境情報等を収集し、安全対策確立、環境影 響評価手法の開発を推進する。
- 5. その他大深度地下の公共的使用に際し配慮すべき事項
 - ・文化財の保護、国公有財産の構造・機能への影響に対して配慮する。

Ⅳ その他大深度地下の公共的使用に関する重要事項

- 1. 技術開発の推進
 - ・国は、技術開発ビジョンをとりまとめることにより、民間の技術開発の促進を図る。
- 2. 大深度地下利用に関する情報収集・公表
 - ・国は、地盤の情報、地下に設置された施設の情報等に関する情報システムの整を推進する。

図 2

(事業の共同化等) 事前の事業間調整 基本方針 (閣議決定) 使用の認可申請 適 大 事業所管大臣 都道府県知事 用 滐 対 度 国土交通大臣 象 地 地 下 申請書の公告・縦覧、利害関係人の意見書提出、 域 関係行政機関の意見の聴取等 使 説明会の開催、 用 ع 審 査 協 に 議 設 使用の認可 既存物件がある 会 ときは補償して ・明渡 置 具体的な損失があるときは、 1年以内に補償を請求できる

図 3 手続のフロー

法律により期待される効果

されれば、 いう画期的な仕組みを構築しています。これによ 下に使用権を設定することができ、 本法では、事前に補償を行うことなく大深度地 具体的なメリットとして、以下の点が挙げら 直ちに事業を実施することができると 使用権が設定

れます。

① 権 ŋ な生活に密着したライフラインや河川、道路、 利調整のル 上下水道、 1 電気、 ルが明確にされたことによ ガス、 電気通信のよう

②社会資本整備のための利用可能な空間が道路 度が高くなり、 の地下に限定されないため、 合理的なルート設定が可能と 計画立案の自

できるようになります。

鉄道等の社会資本の整備を円滑に行うことが

④大深度地下は、 ③早い者勝ち・ す。 景観の保護にも役立ちます。 震に対して安全であり、 用ができるようになります。 通しに基づいた、効率的かつ秩序ある地下 コスト縮減にも寄与することが見込まれ 虫食い的ではなく、 地表や浅い地下に比べて、 騒音 振動の減少 長期的な見

地

大深度地下利用の可能性について

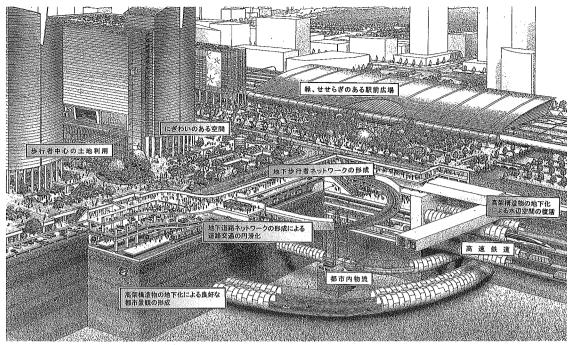
郭放水路(埼玉県東南部)、 います。例えば、首都圏では、 深い深度を利用した様々な施設の整備が相次い (大阪府) (東京都) ここ数年の間に、 (東京都)、今井川調節池 等、 があります。 近畿圏では、 大深度地下に相当するような 能勢上二地中送電 日比谷築地電力洞道 (横浜市)、 都営地下鉄大江戸 首都圏外

考えられます。 より、 業も出てきている状況ですが、この法律の活用に 深路盤面が地下約四○mになっているほか、 、状況により一部区間が大深度地下に該当する事 道路については、首都高速都心環状新宿線 今後の道路整備の可能性も拡がっていくと 地形 0)

61 また、二一世紀を迎え、 都市の環境・アメニティーの充実といった質 国民生活の成熟化に伴

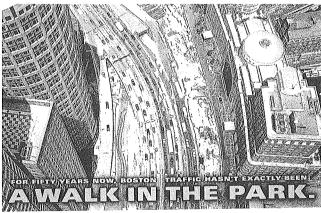
なります。これによって、

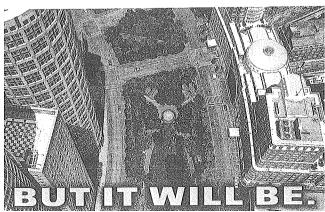
事業期間の短縮



大深度地下利用イメージ図 図 4

Central Artery /Tunnel Projectのイメージ写真





ボストンにおける高速道路地下化プロジェクト図 図 5

市の美観 と考えられます。 たインフラ整備が有効な手段の一 深度地下を含めた地下空間を活用し 必要があります。 高 地上に緑・せせらぎを取り戻し、 にある施設を地下化することにより、 活空間の再生を図るためには、 くく中 都市 生活の実現を目指して行く 環境を回復する等の質 安全でうるお このためには、 いのある生 地上 大 都 0

> まれることから、既存施設の更新等にあわせて大 備された社会資本の機能の陳腐化、老朽化が見込 深度地下を活用した都市基盤の整備を図っていく 今後、 大都市地域においては、比較的早期に整

ことが考えられます (図4)。

0

高

い都市生活

への志向

が高まっ

7

改善されるとともに、地域としての一体性も高ま 予定です。地下化することにより、 ロジェクトが進められており、 ることが期待されています れた老朽化した高架式の高速道路を地下化するプ 二〇〇四年に完成 景観が大幅に

アメリカ・ボストンでは、一九五九年に建設さ (図 5)。

大深度地下利用に関する国の取組み

するため、 る際に必要となる、 現在、 法の施行にあわせ、 平成一三年度末を目途に「大深度地下 汎用性の高い技術開発を推進 大深度地下を利用す

大深度地下マップ

(東京版)

R (SI

大深度地下の深さ (地表面(G.L.)からの深さ(m))

~40m 40~50m 50∼60m

> 利用に関する技術開発ビジョン」 無人運搬システム等についての技術開発のあり方 トンネル掘削技術、高速・大量垂直輸送システム、 地下利用のあり方を踏まえた上で、 います。このビジョンにおいては、 の策定を進めて 今後の大深度 長距離 高速

60~70m 70~80m 80m~ 大深度地下マップ(東京版) 载小会井駅 新商駅 森が発 計谷駅 BINE

この図は、大深度地下マップ(東京版)を縮小し、 主要な鉄道駅等を表示したものである。

図 6 大深度地下マップ抜粋

られています。 責務として大深度地下の情報の収集・提供が定め する必要があり、 施により得られたノウハウ等の情報を収集・ 大深度地下における情報基盤のあり方の検討を行 ては、統 ためには、 〔約一〇万本〕を活用し、 なお、昨年一二月には既存のボーリングデ また、大深度地下を適正かつ合理的に利用する しかしながら、 順次、必要な整備を行う予定です。 的に整備されていないのが現状であり、 地盤状況や地下の利用状況、 本法第八条においても、 地下の利用状況等の情報につ 事業の実 国等

かにした「大深度地下マップ」を国土庁から刊行 深度地下の概ねの範囲を図面上に色分けして明ら しています (図6)。 三大都市圏について大

おわりに

す。 地域・ を検討していくことが重要であると考えてい のとなるよう、 たところですが、今後は、この法律が実のあるも 会資本整備事業を円滑に遂行する手段は用意され 本年四月一日に法律が施行され、 住民と連携しつつ、大深度地下の活用方策 国 地方公共団体及び事業者が、 都心部での社

提供

をとりまとめることを予定しています。



農家の市場「四季菜舘」好評です

道の駅「信州新町」 (長野県)

玉井 仁 駅長

地域・道路情報等の提供で活躍

販売を目的に地場産業開発センターがオープ 国道一九号線を活かした地場産品の積極的な 指定を受けました。 ンしました。そして平成五年四月に道の駅の 道の駅「信州新町」 は、 昭和六三年四 月に

国道一九号線沿いに集落が集中し、 傾斜地に集落が点在する山間の町で、「母さ 北アルプスの槍ヶ岳に源を発する犀川沿いの んは夜なべをして…」で知られる「母さんの の舞台となった町です。 その他は

県都長野市の西隣に位置する信州新町

は

町内の家屋造りを見ると当時の様子がうかが どの生産、 の他にも、 えます。農業では桑園を転換してりんご、 かつては養蚕業を中心として栄えた町で、 陸ワサビ、カラーなどの栽培が盛んでそ 栽培も盛んです。 めん羊、サフォーク、 栜 巨峰な

ての役割を果たしております。 道一九号線沿いにあり、 駅内には、地元特産の「ジンギスカン」の 道の駅 「信州新町」は、 町の東の玄関口とし 犀川沿いに走る国

> れたての新鮮野菜を販売しています。 市場「四季菜舘」があります。ここでは、 同じ駅内に土曜日、 ど信州新町ならではの商品が揃っています。 日曜日のみ営業の農家 ع

があります。 できるコーナーや郷土の物産の展示コーナー 郷土食のおやき、 そば打ちの体験が

ョンがあります。 ップインフォメーションと国道情報ステーシ 況や道路情報などサービスの提供のため、 ベンチなどの休憩設備を始め、 にご利用いただくためにトイレや夜間照明 隣接地には、 国道一九号線を二四時間快適 国道の渋滞状

好評を得ています。 線沿いの数箇所に備えてあるカメラによって 情報がいち早く利用者に伝えることができ きます。この情報により渋滞や事故・災害の によって、タイムリーに状況を見ることがで 映し出される道路の状況を大きなスクリーン アップインフォメーションは、 国道一 九号

ろん、近県の主要都市や県内の主だった市町 情報がわかるようになっています。 る県地図があり、県内主要道路の表示はもち 大きなスクリーンの下には長野県と隣接す 所要時間の表示を、 知りたい 利用者が

販売、手づくりの漬物、手作りこんにゃく、 郷土食のおやき、手打ちそばの 木製の加工品な 目的の場所を押すとランプが点き、 村までの距離

特産の梅製品、

柿氷、

地酒、

販売を始め、

72 道行セ 2001.6

きます。 域情報、 しています。 お弁当を広げるお客さんなど多くの方が利用 ル・イスがあり、 画面にタッチすると道路情報、 その隣には、国道情報ステーションがあり、 長野市内の渋滞情報を知ることがで 側には町の観光案内看板やテーブ 旅の疲れを癒すお客さんや、 気象情報、 地

> 報を提供できるコーナーなどがあります。 駅内にも、「道の駅」のスタンプや道路情

季節にあわせてイベントを実施

ですが、とれたての新鮮野菜を求め近隣市町 四季菜舘」 平成一〇年九月にオープンした農家の市場 は、 土曜日、 日曜日のみの営業



賑わう道の駅「信州新町」

村や国道一九号線を利用していただくお客様 に大変好評です。

ゴールデンウィークに行う「山菜まつり」、 食べ方など気軽にご質問ください。近くにお 待ち申し上げております。 菜・野菜のまつりを行い、皆様のお越しをお つり」など自然豊かな当町でとれる旬の 上旬から九月中旬にかけて行う「夏の野菜ま 六月上・中旬に行う「竹の子まつり」、七月 トは、三月中・下旬に行う「春一番セール」、 っとご満足していただけることと思います。 いでの際はこの新鮮さとお手ごろな値段にき れるようにしています。珍しい山菜や野菜の 人が当番としてお客さんからの質問に答えら 道の駅「信州新町」で実施しているイベン この市場は農家の方が必ず営業日には、

うイベントにも多数出展し駅のPRに努めて また、県内各地で行うイベントや県外で行

ちろん、旅の疲れを癒していただける施設 思い出に残る施設を目指していきたいと思い 提供やお土産、安くて新鮮な野菜の販売はも 近くにおいでの際は道の 今後も、当駅利用者に利用しやすい施設の 駅 「信州新町」に

是非お立ち寄りください。

●母。母。母。母。母。母。母……

月 日	事項	月日	事項月・日
4 23 0	○えひめ丸衝突事故で米海軍太平洋艦隊のファーゴ司令	4 · 24	○自民党総裁選で小泉純一郎氏(五九)が第二○代総裁 4・
官が、	が、米原潜グリーンビルのワドル前艦長に対し、軍法		に選ばれた。幹事長に山崎派の山崎拓会長、総務会長に
	2かけない懲戒処分として、けん貴文書を手		堀内派の堀内光雄会長、政調会長に河野グループの麻生
減給	減給(二分の一)二ヶ月を通告した。艦長職も正式に解		
任	任した。前艦長も処分に同意、一〇月までに退役する意	26	○小泉純一郎自民党総裁が衆参両院の首相指名投票で第 5・
向。			八七代首相に選ばれ、自民、公明、保守三党の連立内閣
25	○フィリピンの国家警察本部がエストラダ前大統領(六		が発足した。小泉内閣には田中真紀子外務大臣を含む女
四	を一○○億円余りにのぼる横領容疑で逮捕した。		性五人が入閣した。
5 3 ○胡	○朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の最高指導者、金	27	○総務省の労働力調査によると、三月の完全失業率は
正	正日総書記が、欧州連合(EU)の首脳代表団に対し、		四・七%(季節調整値)で、前月と同率。二〇〇〇年度
長町	長距離ミサイル発射実験の凍結を二〇〇三年まで継続す		の完全失業率も四・七%で、最悪だった九九年度と同率。
るお	る方針を表明。	5 5	○総務省の統計によると、四月一日現在の一五歳未満の
4 〇 坐	○米労働省によると、四月の失業率は季節調整済みで		子どもの数は一、八三四万人で、前年より二四万人の減
四	四・五%と前月より〇・二ポイント上昇。これは九八年		少。二〇年連続の減少。総人口に占める割合も一四・
	一〇月以来の高水準。		四%で、前年より〇・三ポイント減り、戦後最低を更新
15	○米連邦準備制度理事会(FRB)が、フェデラルファ		した。
ンド	ンド(FF)金利の誘導目標を○・五%引き下げ、年	17	○厚生労働省の国民生活基礎調査によると、六五歳以上
四	・○%に、また、公定歩合を○・五%引き下げ、年		の高齢者を中心とした「高齢者世帯」が昨年六月時点で
Ξ	三・五%にすると発表。景気の減速に歯止めの考え。		六二六万世帯と、初めて六○○万世帯を超えた。この二│
16 Q	○米ホワイトハウスがブッシュ政権の「国家エネルギー		五年間で六倍近く増え、高齢者のいる世帯が全体の三分
政策	政策」の概要を発表。これまで消極的だった原子力発電		の一を超えた。
にか	に対する方針を転換し、発電所の認可手続きを迅速化す		
るか	るなど原発推進を打ち出した。		







販機を屋外から撤去する条例が施行されてから既に の小さな町だ。 ヵ月半がたつ(五月半ば現在) 青森県深浦町。 この町で青少年の健康を守るために、 海を染めて沈む夕日の美しい町であ 日本海に面した人口 万人足らず たばこ自

ζ, 猛反発、 撤去されていない。 めぎあいに現代社会の縮図を見る思いがしてならな 本列島の のかはわからないが、 北端に近い小さな町の出来事だが、 法廷闘争も辞さない構えであるという。 今後、 自販機設置店は、 どのような展開をみせる この条例に この Ú H

かし、

新聞報道によると、

自販機はまだ一

台も

た。

ちがグッと歯を食いしばるべきであろう。 収入減になるということのようだ。 いわけではない。だが、町が唱える 「青少年の健全な育成」を考えれば、 自販機設置店が反対するの は、 売り上げ 「青少年を守る」、 それもわからな ここは店主た が落ち、

Vi

ではない。

彼、

彼女らは駅周辺、

あるいは広場など

を願いたいものだ。

K

筆者ばかり

n

たばこを吸っている姿を見かけた人は、

高校生らしい

未成年者が昼日中、

大ぴらに

子供たちが、 で、 をかしげるのも嫌になった。 傍若無人に振る舞 できてしまったのだろうか。 0 てい る どうして、 最近は首 こん

だけに、 級生たちは、 と吸い、 徒がいた。 しなめていた。 筆者が高校生のころにも下級生にたばこを吸う生 ったな。 さすがに人前で吸うようなことはしなかっ 急いでにおいを消して姿を現していた。 たばこのにおいがするぞ」と言って、 彼は昼休みに体育館の裏手で、 この生徒を「モク助」と呼び、「また その都度、 彼は懸命に否定してい こっそ

る する大人たちの対応の仕方が問われているとい 深浦町 Ó ケー -スは、 たばこをめぐって青少年に対

がある。 ら脱け出ることはできないのではな ることではないだろうか。 精神的な豊かさ」 、求め、 いな深浦町だけに、 結構だが、 わが国は戦後、 この価値観の転換が今、 それなりの成果をあげた。 この転換がない限り、 の面がおろそかになったきら 貫して 未成年者から煙が消えること 財政、 「物質的な豊かさ」 経済的な構造改革 いちばん求められ その代償として 今日の閉塞感か か。 夕日 を追 のき

7月号の特集テーマは「東京都市圏の道路交通整備への検討 | の予定です。

本誌は、執筆者が個人の責任において自由に書く建前をとっております。したがって意 見にわたる部分は個人の見解です。また肩書は原稿執筆及び座談会実施時のものです。

月刊「道路行政セミナー」

ROAD ADMINISTRATION SEMINAR

修:国土交通省道路局

発行人: 宇田 洋一 道路広報センター

〒102-0082 東京都千代田区一番町10番6 一番町野田ビル5階 TEL 03(3234)4310·4349

定価770円(本体価格733円) 〈年間送料共9,240円〉

FAX 03(3234)4471

振込銀行:富士銀行虎ノ門支店 口座番号:普通預金771303 口座 名:道路広報センター